

**香南市**

**第6期障害福祉計画**

**第2期障害児福祉計画**

**令和3年3月**

**香南市**



# はじめに

近年、障害福祉を取り巻く制度や法律は大きく変化し、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定や障害のある人の法定雇用率の引き上げ等、障害のある人の社会参加の機運が高まり、より一層社会的障壁を除去し、地域共生社会の実現に向けた取り組みが展開されています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、様々な面で障害のある人の生活に大きな影響を与え、各種障害福祉サービスの必要性・重要性が改めて認識されました。

こうした状況の変化に的確に対応するため、本市では、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「第5期障害福祉計画」において、『人にやさしく、充実した暮らしを共に支え合うまち』を基本目標に掲げ、各種施策を展開してまいりました。その中で、障害のある人の高齢化と重度化、介護する人の高齢化、親亡き後の問題、障害のある子どもへの支援ニーズの増加等への対応がより一層求められております。

計画の見直しにあたっては、香南市障害者基本計画の『人にやさしく、充実した暮らしを共に支え合うまち こうなん』の基本理念や方向性を再確認し、国の動向等を踏まえ、新たに「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定いたしました。

今後はこの計画をもとに、障害のある人が充実した社会生活を営めるように、ライフステージに応じた切れ目のない支援をめざし、地域包括ケアシステムの構築により、障害の有無に関わらず、誰もが地域の中で自分らしく暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて引き続き支援していきます。

本計画を実現していくためには、市民の皆様をはじめ、事業者、行政、各種団体等が一丸となって連携・協働し、計画を推進していくことが重要であると考えていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました香南市障害福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、ヒアリング調査及びパブリックコメントにご協力いただきました市民の皆様並びに関係団体の方々に、心から御礼申し上げます。

令和3年3月

香南市長 清藤 真司



## 目次

第1章 計画の基本的な考え方 .....	1
1 計画策定にあたって .....	1
2 計画の基本的な考え方 .....	7
第2章 障害のある人を取り巻く現状 .....	9
1 人口の推移 .....	9
2 障害のある人の状況 .....	10
3 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況 .....	17
4 調査からみる現状と課題 .....	22
第3章 計画の基本方向 .....	28
1 計画のめざすもの .....	28
2 計画推進に向けた4つのポイント .....	29
第4章 成果目標 .....	31
1 福祉施設入所者の地域生活移行者数 .....	31
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 .....	31
3 地域生活支援拠点等の整備 .....	32
4 福祉施設から一般就労への移行 .....	32
5 障害児支援の提供体制の整備等 .....	34
6 相談支援体制の充実・強化等（新規） .....	36
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築（新規） .....	37
第5章 福祉サービス等の見込量と確保方策 .....	38
1 障害福祉サービス .....	38
2 障害児通所支援事業等 .....	46
3 地域生活支援事業 .....	48
4 香南市独自事業 .....	56
第6章 計画の推進に向けて .....	59
資料編 .....	60
1 相談窓口 .....	60
2 香南市福祉避難所一覧 .....	66
3 県内就労継続支援事業所、障害者就業、生活支援センター .....	67
4 ヒアリング調査結果の抜粋 .....	68
5 計画策定委員名簿 .....	71
6 計画策定経過 .....	72

本計画書は香南市ホームページに掲載しています。

以下 URL もしくは QR コードからホームページにアクセス後、計画書の  
ファイルをダウンロードし、「音声読み上げ」機能を使用いただくことで、  
本文の読み上げが可能です。

URL <https://www.city.kochi-konan.lg.jp/life/dtl.php?hdnKey=7664>





# 第1章 計画の基本的な考え方



## 1 計画策定にあたって

### (1) 計画策定の背景と趣旨

#### ① 計画策定の趣旨

香南市（以下「本市」という。）では、平成18年3月に「第1期障害福祉計画」を策定し、『「安心」と「自立」を支える』を基本目標に掲げ、障害のある人に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。その後も国の障害者施策の制度改革等を経ながら、平成29年3月には市の障害者施策の基本的な事項を定める「香南市第2期障害者基本計画」、平成30年3月には「香南市第5期障害福祉計画」（以下、「第5期計画」）を策定しました。第5期計画では『人にやさしく、充実した暮らしを共に支え合うまち』をめざして、「①共に認め合う共生社会の促進」「②ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実」「③地域包括ケアシステムの構築と連携の強化」「④就労をはじめとする社会参加の促進」を重点取り組みに据えながら、障害福祉施策を推進してきました。

この度、第5期計画が計画期間終了を迎えることから、国の制度改正等や本市の障害のある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、「香南市第6期障害福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。なお、本計画では「香南市第2期障害児福祉計画」も一体的に策定しています。

#### ■障害者基本計画と障害（児）福祉計画との関連イメージ

##### 障害者基本計画

障害者施策全般に関わる理念、基本的な方針及び目標を定めた計画です。「障害のある人のための施策に関する基本計画」という位置づけになります。

##### 障害福祉計画・障害児福祉計画

障害福祉サービス等の成果目標や必要なサービス見込み量等を定めた計画です。「障害福祉に関する事業計画」という位置づけになります。

##### <策定する事項>

- 令和5年度における成果目標
  - ・福祉施設入所者の地域生活移行者数
  - ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 等
- 障害（児）福祉サービス
  - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
  - ・見込み量確保のための方策
- 地域生活支援事業（必須事業、任意事業）
  - ・各年度におけるサービス種類ごとの見込み量
  - ・見込み量確保のための方策

## ② 国や社会の動向

近年の法制度の制定・改正、国・県の施策動向等を概括すると、次のようになります。

年	主な動き
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 難病の患者に対する医療費助成に関して、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等</li> </ul> </li> <li>● 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」の閣議決定</li> </ul>
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者差別解消法の施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供義務</li> </ul> </li> <li>● 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者に対する差別の禁止、事業主による合理的配慮の提供義務</li> <li>・ 精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等（平成30年4月から）</li> </ul> </li> <li>● 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉人材の確保の推進（一部）</li> </ul> </li> <li>● 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進</li> </ul> </li> <li>● 発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発達障害者の定義の規定、切れ目のない支援、家族等も含めた支援、総合的な相談体制の整備、地域の支援体制の構築等</li> </ul> </li> </ul>
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」決定</li> <li>● 「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定</li> <li>● 社会福祉法等の一部を改正する法律の施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人制度の改革（一部）</li> </ul> </li> <li>● 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな住宅セーフティネット制度の創設</li> </ul> </li> </ul>
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立生活援助、就労定着支援、共生型サービスの新設、重度訪問介護利用の最重度障害者の医療機関入院時の利用拡大</li> <li>・ 障害児支援の強化：居宅訪問型児童発達支援サービスの新設、保育所等訪問支援の対象拡大、医療的ケアを要する障害児に対応する保健・医療・福祉等の連携促進、障害児福祉計画の策定</li> <li>・ 成長期の障害児の補装具利用に貸与も可能に</li> </ul> </li> <li>● 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による社会福祉法の改正の施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念の規定、地域住民の地域福祉活動参加促進のための環境整備、地域生活課題や複合化した地域生活課題に対応する総合的な相談体制、解決するための体制整備</li> </ul> </li> <li>● 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の公布・施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する</li> </ul> </li> </ul>

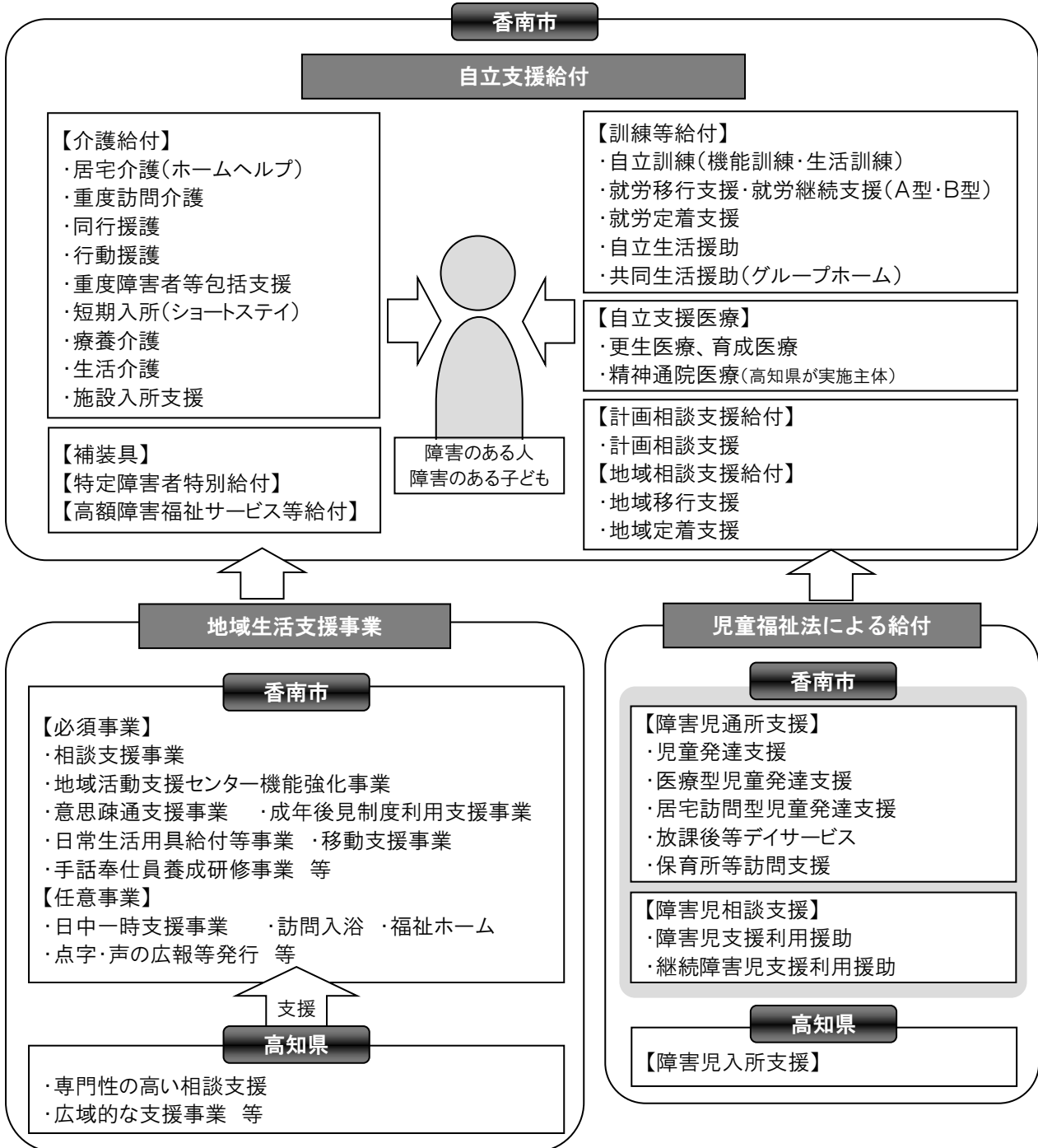


年	主な動き
平成31年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文部科学省「障害者活躍推進プラン」公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省、教育委員会における障害者雇用推進プランをはじめ、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術の各分野におけるプランを打ち出す</li> </ul> </li> <li>●厚生労働省「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」公表</li> </ul>
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文部科学省「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」公表</li> <li>●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者等（視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらずすべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与</li> </ul> </li> </ul>
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇い入れ及び継続雇用の支援</li> <li>・国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置</li> </ul> </li> <li>●地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の公布 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設</li> </ul> </li> <li>●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通事業者等施設設置管理者におけるソフト対策の取り組み強化</li> <li>・国民に向けた広報啓発の取り組み推進・優先席、車椅子利用者用駐車施設等の適正な利用の促進、市町村等による「心のバリアフリー」の推進（学校教育との連携等）</li> <li>・バリアフリー基準適合義務の拡大</li> </ul> </li> <li>●聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の成立 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国による基本方針の策定等</li> <li>・電話リレーサービスに関する交付金制度の創設等</li> </ul> </li> <li>●文部科学省「障害者活躍推進プラン」公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育段階における政策プランを追加</li> </ul> </li> </ul>

### ③ 障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。これらに加え、児童福祉法に基づく障害児通所支援等サービスとの連携を図りながら提供しています。

◆障害者総合支援法のサービス体系◆



## (2) 計画の位置づけと期間

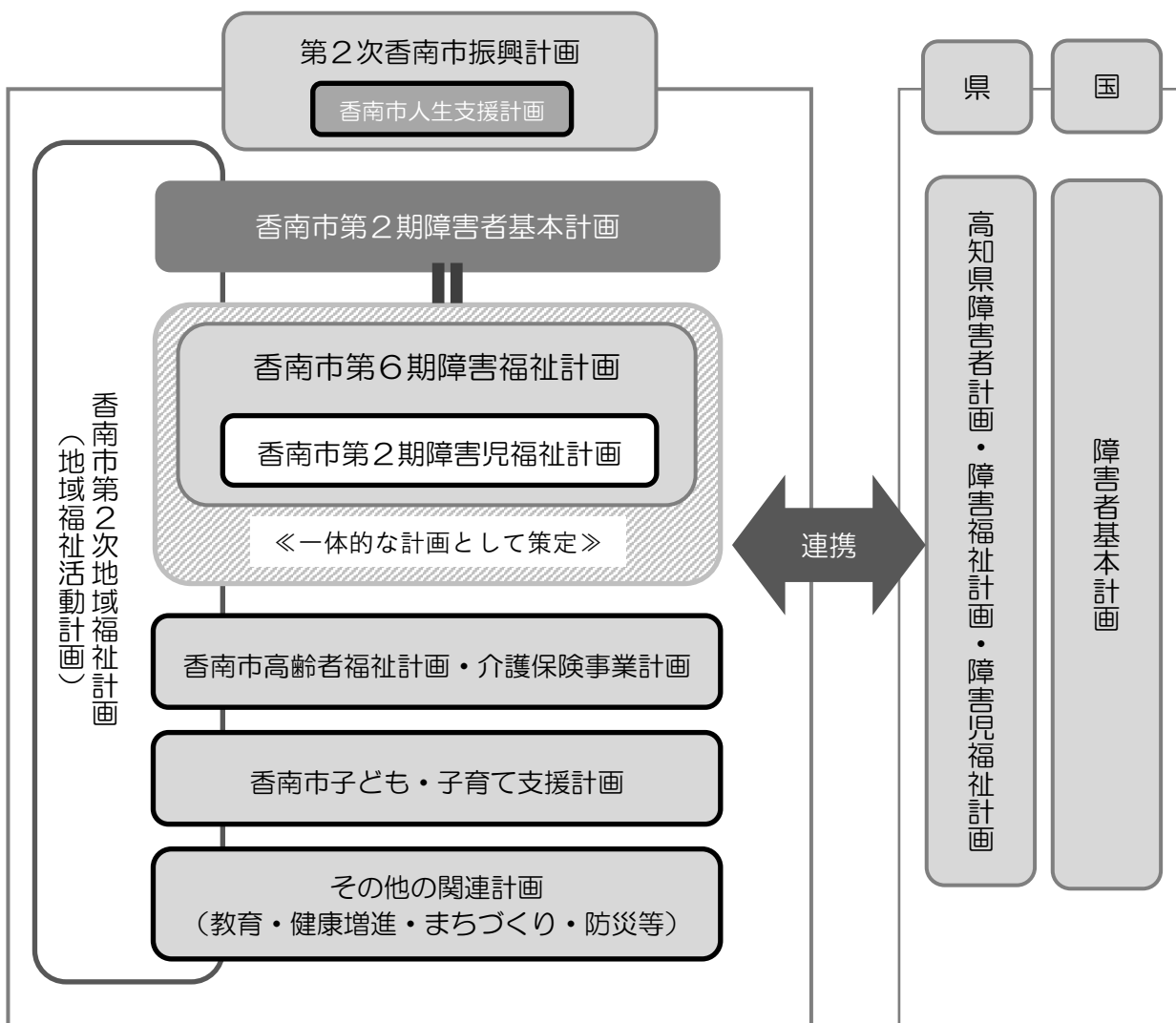
### ① 計画の位置づけ

第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、香南市における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、「障害者基本計画」の実施計画的な性格を有するものです。

第2期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、香南市では障害福祉計画と一体的に策定します。

計画は、「香南市第2期障害者基本計画」と相互性が保たれたものとし、上位計画である「第2次香南市振興計画」「第2次香南市地域福祉計画」をはじめ、本市の福祉関連計画（「香南市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「香南市子ども・子育て支援計画」等）、その他計画とも整合性を図ります。

#### 計画の位置付け



## ② 計画の対象者

「障害者」とは、平成23年に改正された「障害者基本法」第2条において、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されているように、日常生活や社会生活で何らかの支援を必要とするすべての人のことを指しています。この定義をもって本計画の「障害者」としています。

また「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

本計画では、法令や事業名称以外で使用されているものについては「障害者」を「障害のある人」、「障害児」を「障害のある子ども」として表記しています。

## ③ 計画の期間

計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により令和3年度から令和5年度までの3年間となります。

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
振興計画	第2次										
地域福祉計画		第2次									
障害者基本計画	第2期										
障害福祉計画											
障害児福祉計画	第4期		第5期 第1期			第6期 第2期			第7期 第3期		

## (3) 策定体制

### ① 香南市障害福祉計画策定委員会における検討

障害者（児）団体関係者、社会福祉関係者、民生委員児童委員、学識経験者等で組織する「香南市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定委員会」を設置し、障害のある人及び障害のある子どもを取り巻く現状課題の計画への反映や、必要な障害福祉サービス等の見込み量について協議を行いました。

### ② 当事者・市民意見の反映方法

本計画は、関係団体へのヒアリング調査、高知県が実施した調査、平成28年8月に本市で実施したアンケート調査を活用し、計画策定の基礎資料としました。また、庁内関係課との調整や計画に対するパブリックコメントを実施します。

## 2 計画の基本的な考え方

### (1) 国の基本指針

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に向けて、国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）の内容を概括すると、次のようになります。

#### ① 基本指針について

- 国は令和2年5月に基本指針を告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して令和3年度から5年度までの3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定する必要がある。

#### ② 基本指針見直しの主なポイント

- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 障害福祉サービス等の質の向上
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 障害福祉人材の確保
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 障害者の社会参加を支える取り組み
- 相談支援体制の充実・強化等
- 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

#### ③ 成果目標（計画期間が終了する令和5年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域移行者数：令和元年度末施設入所者数の6%以上</li><li>・施設入所者数：令和元年度末施設入所者数から1.6%以上削減</li></ul>
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"><li>・精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上【新】</li><li>・精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人から12.3万人に</li><li>・退院率：3か月後69%以上、6か月後86%以上、1年後92%以上</li></ul>
③地域生活支援拠点等が有する機能の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>・各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討</li></ul>
④福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般就労への移行者数：令和元年度実績の1.27倍以上 うち就労移行支援事業：1.30倍、就労継続支援A型：1.26倍、就労継続支援B型：1.23倍【新】</li><li>・就労定着支援事業の利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用【新】</li><li>・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上【新】</li></ul>

⑤障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所設置</li> <li>・各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保【新】</li> <li>・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築</li> <li>・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1箇所確保</li> <li>・医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【一部新】</li> </ul>
⑥相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化に向けた体制を確保【新】</li> </ul>
⑦障害福祉サービス等の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制を構築【新】</li> </ul>

#### ④ 成果目標の達成に向けた活動指標（市町村として想定される内容）

①障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援の利用者数</li> <li>・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）の量の見込み</li> <li>・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の実参加人数</li> </ul>
②障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設医療型障害児入所施設（利用児童数のみ）、障害児相談支援の利用児童数及び量の見込み</li> <li>・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数</li> </ul>
③相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の利用者数</li> <li>・障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み</li> <li>・相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、人材育成の支援件数、相談機関との連携強化の取り組みの実施回数</li> </ul>
④地域生活支援拠点等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数</li> </ul>
⑤精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数</li> </ul>
⑥発達障害者等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（国指針では7つの指標が示されているが、市町村として掲げる指標は都道府県が示す方針による）</li> </ul>



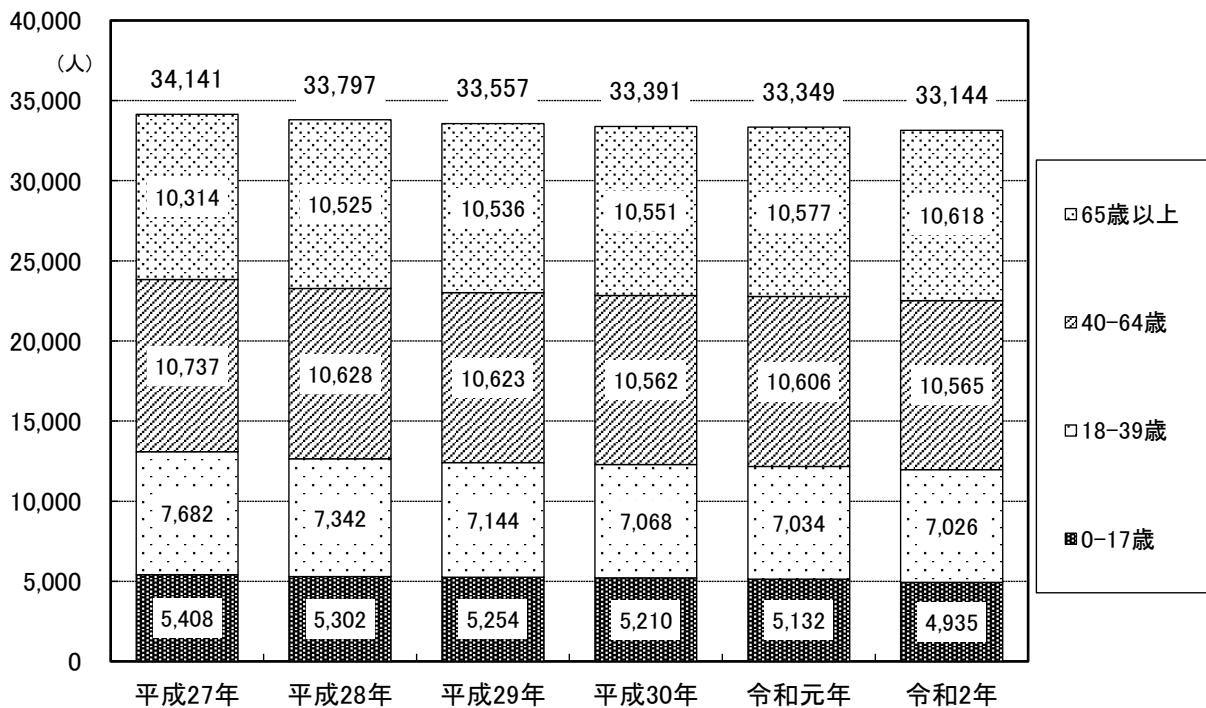
## 第2章 障害のある人を取り巻く現状



### 1 人口の推移

香南市の人口は、令和2年9月末現在33,144人（住民基本台帳人口）で、毎年緩やかに減少する傾向にあります。また、年齢別人口構成については、人口総数のうち0歳から17歳までの児童が減少し、65歳以上の人が増加する少子高齢化の傾向が続いており、令和2年9月末現在の高齢化率は32.0%となっています。

人口総数と年齢別構成（人）



資料：住民基本台帳人口（各年9月末現在）

## 2 障害のある人の状況

### (1) 障害のある人の状況

#### ① 身体障害のある人

年齢別で見ると、18歳未満の人は手帳交付者全体の1.5%にとどまり、65歳以上の人が77.3%を占める等、高齢化が続いています。等級別では「1級」が最も多く、全体の約3割を占めています。障害部位別では、肢体不自由、内部障害の順で多くなっています。

年齢別身体障害者手帳所持者数の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0歳～17歳	32	29	29	26	27
18歳～64歳	413	396	376	380	375
65歳以上	1,464	1,499	1,385	1,411	1,366
合計	1,909	1,924	1,790	1,817	1,768

資料：香南市福祉事務所

等級別身体障害者手帳所持者数の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	562	574	534	558	536
2級	269	264	232	232	228
3級	320	326	310	318	308
4級	553	550	512	515	508
5級	105	106	101	96	100
6級	100	104	101	98	88
合計	1,909	1,924	1,790	1,817	1,768

資料：香南市福祉事務所



### 障害部位別身体障害者手帳所持者数の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
視 覚	107	109	106	112	122
聴覚・平衡機能	109	109	97	89	80
音声・言語・咀嚼	15	14	14	16	14
肢体不自由	981	981	903	885	848
内部障害	697	711	670	715	704
合 計	1,909	1,924	1,790	1,817	1,768

資料：香南市福祉事務所

## ② 知的障害のある人

療育手帳の所持者数は、令和2年3月末現在で295人と、増加傾向が続いています。

年齢別では、18歳未満の人が19.0%、18歳以上の人が81.0%となっています。等級別では、軽度であるB2が全体の39.3%を占め、最も多く増加しています。

### 年齢別療育手帳所持者数の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0歳～17歳	51	54	56	59	56
18歳～64歳	184	188	196	196	201
65歳以上	30	33	32	36	38
合 計	265	275	284	291	295

資料：香南市福祉事務所

### 等級別療育手帳所持者数の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A1（最重度）	45	47	48	49	51
A2（重 度）	50	51	51	50	49
B1（中 度）	77	77	76	79	79
B2（軽 度）	93	100	109	113	116
合 計	265	275	284	291	295

資料：香南市福祉事務所

### ③ 精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和2年3月末現在で227人と、増加傾向が続いています。

また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数についても、令和2年3月末現在で426人と、増加傾向にあります。

#### 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	3	4	4	4	6
18歳～64歳	138	147	152	165	175
65歳以上	31	36	40	42	46
合計	172	187	196	211	227

資料：香南市福祉事務所

#### 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	7	10	13	14	18
2 級	122	127	127	138	149
3 級	43	50	56	59	60
合計	172	187	196	211	227

資料：香南市福祉事務所

#### 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自立支援医療（精神通院医療）受給者	396	398	414	416	426

資料：香南市福祉事務所

#### ④ 難病患者

特定医療費（指定難病）受給者数は、令和2年3月末現在243人で、近年は横ばい状況にあります。令和元年度では平成28年度から64人減少しています。また、小児慢性特定疾病の医療費助成受給者数についても令和2年3月末現在27人で、横ばい状況にあります。

難病対策の医療費助成受給者数の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定医療費（指定難病）	292	307	245	243	243
小児慢性特定疾病	25	27	28	27	27

資料：高知県健康対策課

#### ⑤ 障害支援区分認定者について

障害支援区分認定者数は、令和2年3月末現在141人で、減少傾向にあります。

障害支援区分認定者数（全体数）の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認定者数	155	150	149	148	141

資料：香南市福祉事務所

区分別障害支援区分認定審査会認定者数の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区分1	2	3	1	4	1
区分2	6	7	3	5	7
区分3	7	7	7	10	12
区分4	2	16	11	5	10
区分5	10	10	10	8	15
区分6	8	11	23	16	11
合計	35	54	55	48	56

資料：香南市福祉事務所

※障害支援区分は3年に1回の見直しであるため、上記の認定者数は、認定者全体の人数と一致していません。また、18歳未満の障害児は、障害支援区分の認定は行わず、別の方法により支給決定されます。

※障害支援区分認定とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分です。

## (2) 障害のある子どもの状況について

### ① 特別支援学級の在籍者数

小学校の総児童数は減少傾向にあるのに対して、特別支援学級の児童数は増加傾向にあり、令和2年5月現在105人が在籍し、総児童数に対する割合は6.2%となっています。

中学校の総生徒数についても減少傾向にありますが、特別支援学級の生徒数は令和元年から令和2年にかけて大幅に増加し、総生徒数に対する割合は4.6%となっています。

#### 香南市内小中学校の特別支援学級在籍者数（各年度5月1日現在、単位：人）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	総児童数	1,789	1,760	1,761	1,719	1,691
	特別支援学級児童数	80	90	98	108	105
	割合(%)	4.5	5.1	5.6	6.3	6.2
中学校	総生徒数	831	773	739	720	698
	特別支援学級生徒数	27	23	25	23	32
	割合(%)	3.2	3.0	3.4	3.2	4.6

資料：香南市教育委員会

### ② 特別支援学校の在籍者数

特別支援学校の在籍者数は、令和2年5月現在19人となっており、小学部に10人、中学部に9人となっています。平成29年度と比較すると、全体で9人減少しています。

#### 香南市児童生徒の特別支援学校在籍者数（令和2年5月1日現在、単位：人）

学校名		知的	肢体	小学部	中学部	合計
山田特別支援学校		知的		8	8	16
若草特別支援学校本校		肢体		0	1	1
若草特別支援学校土佐希望の家分校		肢体		2	0	2
合計				10	9	19

資料：香南市教育委員会

### (3) 障害のある人の就労状況について

#### ① 民間企業における障害者雇用の状況

令和元年度の実雇用率は3.41%となっており、平成27年度と比較すると、0.11ポイント上昇しています。また令和元年度では、対象企業8社のうち、法定雇用率を達成している企業は6社（75.0%）となっており、法定雇用率達成企業の割合は、全国や県と比較しても高くなっています。

※障害のある人の法定雇用率については、令和3年3月1日より引き上げが行われ、民間企業2.3%、国・地方公共団体2.6%、都道府県等の教育委員会2.4%に変更されます。

#### 民間企業における障害者雇用率の推移（人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
基礎労働者数	1,928.5	1,872.0	1,960.0	1,943.0	1,552.0
うち障害のある人の数	63.5	58.5	62.5	66.5	53.0
実雇用率（%）	3.30	3.13	3.19	3.42	3.41

資料：高知公共職業安定所（香美出張所）

#### 民間企業における法定雇用率達成企業数の推移（社）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象企業	10	10	10	9	8
うち法定雇用率達成企業数	9	9	9	7	6
法定雇用率達成企業割合（%）	90.0	90.0	90.0	77.8	75.0

資料：高知公共職業安定所（香美出張所）

#### 民間企業における障害者雇用の比較（令和元年6月1日現在、単位：人）

区分	企業数	算定基礎労働者数	障害のある人の数			実雇用率（%）	法定雇用率達成企業数	達成企業割合（%）	未達成企業数	
			身体	知的	精神					
全国	101,889	26,586千	561千	354千	128千	78千	2.11	48,898	48.0	52,991
高知県	530	81,294.0	1,921.5	1,079.0	517.0	325.5	2.36	326	61.5	204
ハローワーク香美管内	21	3,423.5	102.5	40.0	55.5	7.0	2.99	17	81.0	4
香南市	8	1,552.0	53.0	16.0	34.0	3.0	3.41	6	75.0	2

資料：【全国】令和元年障害者雇用状況の集計結果（厚労省）

【高知県】令和元年障害者雇用状況の集計結果（高知労働局）

【香美管内、香南市】高知労働局

## ② 市役所等における障害者雇用の状況

本市の2つの公的機関（香南市役所、香南香美老人ホーム組合）で雇用されている障害のある人は、10.0人となっており、そのうち身体障害のある人が7.5人、知的障害のある人が2.5人となっています。なお、1機関（香南香美老人ホーム組合：実雇用率2.81％）では法定雇用率を達成できていますが、1機関（香南市役所：実雇用率1.57％）で未達成となっています。

### 市町村の機関における障害者雇用の比較（令和元年6月1日現在、単位：人）

区分	機関数	算定基礎 労働者数	障害のある人の数			実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関数	達成機関 割合 (%)	未達成 機関数	
			身体	知的	精神					
全 国	2,441	1,201千	29千	25千	957.0	2,652.5	2.41	1,766	72.3	675
高知県	43	9,565.0	233.5	203.5	9.5	20.5	2.44	37	86.0	6
ハローワー ク香美管内	3	920.5	19.5	16.0	2.5	1.0	2.12	2	66.7	1
香南市	2	525.5	10.0	7.5	2.5	0.0	1.90	1	50.0	1

資料：【全国】令和元年障害者雇用状況の集計結果(厚労省)  
【高知県】令和元年障害者雇用状況の集計結果(高知労働局)  
【香美管内、香南市】高知労働局

## ③ 平均工賃の状況

市内の就労支援事業所における平均工賃は、就労継続支援A型・B型共に増加傾向にありますが、県内の平均工賃よりも低い水準となっています。

### 平均工賃の比較

		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		平均工賃 (円/月)	事業所数 (箇所)	平均工賃 (円/月)	事業所数 (箇所)	平均工賃 (円/月)	事業所数 (箇所)
A 型	高知県	73,470	21	86,034	24	86,306	21
	香南市	81,614	2	81,448	1	84,098	1
B 型	高知県	19,034	82	19,694	98	19,889	100
	香南市	17,064	3	18,592	3	18,609	3

資料：香南市福祉事務所

※労働者数の集計については、週の労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者を0.5カウント、週30時間以上の労働者を1カウントとして計算しています。

### 3 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況

#### (1) 第5期計画の成果目標

##### ① 福祉施設入所者の地域生活移行者数

###### ■第5期計画の実績

地域での生活が困難で施設入所を必要とされる重度障害のある人がおられることを鑑み、国の基本指針に基づく成果目標の達成が極めて困難であるとし、現状を勘案した目標値の設定をしていました。

施設入所者の地域生活移行者数は目標1人に対して0人、施設入所者数は目標50人に対して47人となっています。

説明	目標	実績
平成28年度末施設入所者数（基準値）		47人
①施設入所者の地域生活移行者数（令和2年度末）	1人	0人
②施設入所者数（令和2年度末）	50人	47人

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域移行者数：平成28年度末施設入所者数の<u>9%以上</u></li> <li>●施設入所者数：平成28年度末施設入所者数から<u>2%以上削減</u></li> </ul>
--------	---

##### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

###### ■第5期計画の実績

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置については、障害者自立支援協議会を活用しながら、各関係機関との連携に努めています。

説明	目標	実績
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置

国の基本指針	●保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域・各市町村）を設置
--------	----------------------------------

### ③地域生活支援拠点等の整備

#### ■第5期計画の実績

地域生活支援拠点等の整備については、市及び圏域の状況を見ながら検討を継続します。

説明	目標	実績
令和2年度末における地域生活支援拠点の整備箇所数	1箇所	未設置
国の基本指針	●各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備	

### ④福祉施設から一般就労への移行

#### ■第5期計画の実績

福祉施設から一般就労への移行については、年度により変動があるため、過去の実績から3人を見込んでいましたが、4人（平成30年度3人、令和2年度1人）となっています。

説明	目標	実績
平成28年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数（基準値）		5人
令和2年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数	3人	1人
国の基本指針	●一般就労への移行者数：平成28年度実績の1.5倍以上	



## ⑤障害児支援の提供体制の整備等

### ■第5期計画の実績

- ・児童発達支援センターについては、圏域に1事業所が設置されています。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、圏域に1事業所が設置されています。
- ・医療的ケア児支援のための協議の場については、既存の協議会を活用し、関係機関と連携しながら地域づくりを推進します。

#### ① 児童発達支援センターの設置

説明	目標	実績
児童発達支援センターの設置箇所数	圏域に1箇所	圏域に1箇所

国の基本指針	●児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所設置
--------	-----------------------------

#### ② 保育所等訪問支援の利用体制整備

説明	目標	実績
保育所等訪問支援事業の実施	継続実施	継続実施

国の基本指針	●保育所等訪問支援事業の実施
--------	----------------

#### ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

説明	目標	実績
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保	圏域に1箇所	圏域に1箇所

国の基本指針	●主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所確保
--------	--

#### ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

説明	目標	実績
関係機関による連携・協議の場の設置	設置	設置

国の基本指針	●医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（平成30年度末まで）
--------	--

## (2) 第5期計画での重点取り組み

第5期計画では下記の4つを重点取り組みに据え、計画を推進してきました。

- ①共に認め合う共生社会の促進
- ②ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実
- ③地域包括ケアシステムの構築と連携の強化
- ④就労をはじめとする社会参加の促進

### ①共に認め合う共生社会の促進

平成30年度に障害者自立支援協議会「相談支援部会」において、地域共生社会の実現に向けたまちづくり（地域生活支援拠点・地域包括ケアシステム）を考える際の基盤となる「地域とつながる」「地域でお互いを知る」という活動から始めることを確認し、ワーキンググループを立ち上げました。

令和元年度はその取り組みとして、香我美町山南地区のイベント「三世代交流」に企画から参画し、地域とつながりの少ない障害のある人が「個別支援」を通して地域のイベントに役割を持って参加し（地域と個を通じたアプローチ）、また、多世代の交流イベントに参加する等、地域の一員としての居場所づくりや障害に対する理解促進（地域の行事等を通じたアプローチ）を図りました。

また、関係機関で地域情報等を共有する Google カレンダーとマップを作成し、関係機関の協働と連携を深めました。

今後も地域のイベントやスポーツ等を通じて共に認め合う共生社会の促進を実践し、地域や関係機関との連携や理解を深めるための取り組みを継続して行っていきます。

### ②ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

障害者自立支援協議会「こども部会」において、「親支援」をテーマにライフステージに沿った切れ目のない支援（課題の把握、早期発見・支援、療育体制づくり）に取り組みました。

また、令和元年度より市内の放課後等デイサービスと保育所等訪問の事業所にこども部会へ参画してもらい、関係機関同士の情報や課題の共有及び連携強化を図りました。

令和元年度は、香我美おれんじ保育所・香我美幼稚園合同保護者会や放課後児童クラブ・放課後子ども教室の指導員等研修会での「ペアレント・トレーニング」の普及・啓発の実施、並びに障害福祉サービス受給者証をお持ちの3歳～小学3年生の保護者を対象にペアレント・トレーニングの講座を開催しました。

今後もペアレント・トレーニングの普及・啓発や講座の定期的な開催を通して、親支援や支援者のスキルアップに努め、切れ目のない支援の充実を図ります。

### ③地域包括ケアシステムの構築と連携の強化

制度や行政の縦割りによるアプローチの限界や共通課題を障害者自立支援協議会にて整理を行い、地域包括ケアシステムの構築による横断的・重層的な連携強化を図りました。

①共に認め合う共生社会の促進であげた「三世代交流」のイベントに参画することで、山南まちづくり協議会、地域包括支援センター、香南市社会福祉協議会、地域活動支援センターあけぼの等の関係機関同士の相互交流や理解が深まるだけでなく、地域の人や社会資源の再認識と発見の機会ともなり、今後の地域包括ケアシステムの構築への足掛かりとなりました。

### ④就労をはじめとする社会参加の促進

障害者自立支援協議会「就労支援部会」において、嶺北地区での農福連携の実践例を通じて当市での取り組みを考える機会やハローワーク香美を交えて就労支援について情報交換を行う機会を設けました。

また、生活支援員連絡会では各事業所の報告や事例検討を行う等、関係機関の状況を知ることと「生活支援」「余暇活動」「職員体制」「多様化」といった共通課題が確認でき、支援者のスキル向上につながっています。

今後は、生活サポートセンターこうなんや保護係の就労支援員が関わった生活困窮を伴う事例を通じた多角的な支援の検討、香美市・南国市・当市3市の就労支援に関する情報誌の作成、スポーツ活動を通じての社会参加や余暇活動の充実を図っていきます。



## 4 調査からみる現状と課題

### (1) 団体ヒアリング調査からみる現状と課題

本計画の策定にあたり、障害者関係団体、障害福祉サービス提供事業所、県機関に対し、障害福祉サービスを実施する上での課題や今後の方向性等についてヒアリング調査を実施しました。

※「ヒアリング調査結果の抜粋」を資料編（P.68～P.70）に掲載しております。

#### ■実施期間

令和2年8月27日（木）～令和2年9月11日（金）

#### ■実施方法

郵送や電子メールによる配布

#### ■ヒアリング実施団体

区分	団体	団体数
当事者団体等	香南市身体障害者連盟、香美地区家族・当事者の会、ぼちぼち、ふらっと	4
市内事業所	香南市社会福祉協議会指定特定相談支援事業所 香南市社会福祉協議会障害者福祉サービス事業所ふれあいの里 指定特定相談事業所あけぼの、地域活動支援センターあけぼの 生活サポートセンターこうなん、放課後等デイサービスすきっぷこうなん 保育所等訪問支援事業所きゅーぶ、障害者就業・生活支援センターゆうあい	8
県の機関	療育福祉センター、中央東福祉保健所、高次脳機能障害相談支援センター こうち難病相談支援センター	4

#### ○相談支援体制の強化

- ・相談支援体制を強化していくためには、支援に関わる人の知識向上やスキルアップのための教育や研修の充実が必要です。また、相談窓口がわかりにくい、どこに相談したらいいかわからない等の声もあることから、相談窓口の明確化、周知・啓発も進めていくことが求められています。

## ○就労機会の拡充

- 障害のある人の就労を促進していくためには、雇用する側の障害に対する理解促進を図っていくことが重要です。職場実習の機会の確保や、業務内容と障害特性のマッチング、働きやすい環境づくりに向けた支援への取り組みも必要となります。
- 資格を取る体制づくりや、利用者が希望する時に訪問ができるような就労相談の場の設置等を検討し、就労定着支援を充実する必要もあります。

## ○関係機関との連携強化

- 障害福祉施策を進めるためにも関係機関同士の連携が重要となります。関係機関同士での研修会や情報交換会等の機会を増やし、日頃から情報を共有する体制の構築をめざしていく必要があります。

## ○地域活動の充実

- 地域での活動を促進していくためには、障害の有無に関わらず、気軽に社会参加や交流ができる機会の充実が今後必要となります。集いの場（障害のある人同士が安心して集まれる場や地域の人と交流できる立ち寄り場）や、スポーツや文化芸術活動を楽しめる場の開催等が求められています。

## ○事業者やサービスの充実

- 共同生活援助、短期入所、居宅介護、重度訪問介護等の事業所や、移動支援等のサービスが不足しているという声が挙がっています。また、就労継続支援A型、就労継続支援B型の事業所に対し、近隣の事業所と作業内容の差別化を求める声もありました。新たな事業所の参入促進やサービスの充実に向けた取り組みが必要です。

## ○人材の確保

- 各サービスの充実を図っていくため、担い手の確保や職員一人ひとりの能力の向上が課題となっています。働きやすい環境づくりによる職員への定着支援や、グループスーパービジョンの活用、研修の機会の増加等によるスキルアップへの取り組みを充実していくことが重要です。

## ○中高生への支援

- 学校卒業後の進路に対し、不安を抱えている学生や保護者に対する支援の充実が求められています。中高生対象の就労に向けた新たなサービスへの取り組みや、学校に行けない子どもへの居場所の提供及び支援につながりやすい体制の構築が今後必要となります。

## ○避難訓練への参加促進

- ・災害時に備えて、日頃から助け合える体制を構築していくために、避難訓練への参加促進や、福祉避難所の体験訓練等を推進していくことが必要です。障害のある人が避難訓練へ参加することで障害への理解促進にもつながります。

## (2) アンケート調査からみる現状と課題

本計画の策定にあたり、平成28年度に実施した障害者基本計画策定のためのアンケート調査結果を基礎資料としています。

### ■アンケート調査概要

	障害者アンケート調査	障害児アンケート調査
調査対象	18歳以上の障害のある人	18歳未満の障害のある子どもの保護者
調査方法	郵送による配布・回収、途中で督促状を送付	
調査票配布数	2,150件	144件
有効回収数	1,355件	89件
有効回収率	63.0%	61.8%

### ①障害のある人の現状と課題

#### ○困りごとや不安について

- ・「収入が少ないこと」や「現在生活を支援してくれている方が亡くなった後のこと」に対し不安を感じている人が多くなっています。

#### ○相談機関について

- ・生活や福祉等について相談している（相談したことがある）機関については、市役所や福祉事務所、医療機関へ相談している人が多くなっていますが、相談していない人も4人に1人の割合でいます。
- ・相談機関に期待することは、「ちょっとしたことでも相談できること」、「曜日や時間に関係なく、いつでもすぐに相談にのってもらえること」、「身近な場所で相談できること」、「専門的な知識を持っているスタッフがいること」等が多くなっています。

#### ○情報提供について

- ・福祉に関する情報の取得について不十分と感じている人が多くなっており、情報提供の方法や周知の在り方等の検討が必要です。



## ○外出について

- 「交通機関が利用しにくい」、「障害が重いため外出できない」、「付き添ってくれる人がいない」等の理由から、外出していない人の割合が高くなっており、自身の希望通りの外出ができていないと感じている人が多くなっています。

## ○就労について

- 現在働いていない理由としては、「自分の障害にあった職種がないため」、「希望にあった求人が見つからないため」が多くなっており、働く上では、障害にあった仕事内容や勤務条件であることや障害に対する周囲の理解があること等が必要です。
- 施設や作業所で働いている人の中で一般就労をしたいと思っている人は約4割程度います。

## ○災害時の避難について

- 災害発生時の避難に対し希望することとして、「避難情報や災害情報がきちんと伝わるようにしてほしい」、「避難時の声かけ（安否確認）をしてほしい」、「避難場所に多目的トイレを整備してほしい」等の意見が多くなっています。

## ○障害福祉サービスについて

- サービスを利用している人はアンケート対象者の約3割となっており、サービスを利用していない理由としては、「どんなサービスがあるかわからない」、「どんな場合に利用できるのかよくわからない」という声が多くあります。
- 毎日の生活を送る上で特に必要なサービスは、「福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実」、「介助者が病気等の場合に、短期入所できるサービスの充実」、「通院や買い物等の送迎サービスの充実」、「生活するための入所施設の充実」が多くなっています。

## ②障害のある子どもの現状と課題

### ○困りごとや不安について

- 保護者が不安に感じていることは、「子どもの将来の生活のこと」や「子どもの就職のこと」が多くなっています。
- 療育を受けている人の困りごとは、「身近な場所に専門的な療育機関がない」、「療育に関する情報が少ない」等の意見が多くなっています。

## ○相談機関について

- 相談先としては「医療機関」や「幼稚園・保育所・学校」等が多く、「相談している（した）機関はない」は極めて少なくなっていることから、障害のある子どもの保護者はいずれかの機関等に相談している傾向にあります。
- 相談機関に期待することについては、「専門的な知識を持っているスタッフがいること」、「必要な機関と迅速に連携してくれること」、「ちょっとしたことでも相談できること」が多くなっています。

## ○情報提供について

- 子どもの発育に関して提供を望む情報については、「福祉や医療、教育等の制度についての情報」、「言語の発達についての情報」、「家族支援に関する情報」が多くなっています。
- 福祉に関する情報は十分に得られていると感じるかについては、約6割が不足感を感じている状況になっています。

## ○教育や学校生活について

- 教育や学校生活についてさらに充実させるべきだと思う点については、「教職員の理解・支援」、「学習指導」、「友達との関係づくり」、「就労に向けた教育」の声が多くなっています。
- 放課後や長期休業中の過ごし方において、希望が現状を上回っているものは「クラブ活動・部活動（学校内）」、「短期入所・日中一時支援を利用」、「資格取得や職業訓練を受けている」、「塾・習い事」となっています。

## ○外出について

- アンケート回答者の5割以上の方が外出する際に困りごとや不便を感じており、困っている内容では、「乗り物や施設、店等の中で落ち着いて過ごすことが難しい」、「他人の視線が気になる」といった意見が多く、周囲の人の理解促進へ向けた取り組みが必要です。

## ○防災について

- 避難場所について支援してほしいことは、「大勢の中で一緒に過ごすことが難しい障害者について理解してほしい」、「障害の特性にあったスペースを確保してほしい」、「プライバシーを守る対策を充実してほしい」の声が多くあり、避難場所において不特定多数の人と一緒に過ごすことについて不安がある傾向がみられます。



### (3) 県のニーズ調査からみる現状と課題

本計画の策定にあたり、高知県が第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定のために実施したニーズ調査を参考にしています。

#### ○障害に関する理解促進

- ・障害の有無に関わらず住みやすい地域であるためには、地域住民等が障害や障害のある人への理解を深めることが必要です。障害があることに対し、人の冷たい目線や言動が気になり外出ができないといった意見もありました。障害のある人も自信をもって地域で過ごすことができ、また、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域全体で支援していく体制づくりを進めていくことが重要です。

#### ○親亡き後への取り組み

- ・親亡き後に対する不安の声が多く挙げられており、親亡き後も安心して生活できる場所の確保や経済的な支援が求められています。

#### ○雇用の促進

- ・雇用に関して、身近なところでの雇用を広げてほしい、一般の人と一緒に働ける機会がほしいといった意見が多くありました。雇用の拡大に向け、障害のある人を受け入れてくれる企業の開拓や企業側の障害に対する理解促進等の働きかけも重要です。

#### ○事業所の不足

- ・短期入所や共同生活援助の事業所及び障害のある子どものサービス事業所の不足が挙げられています。また、緊急時等に重度の障害があっても受け入れてくれる施設がないといった介護をしている人の不安の声も多くありました。原因の一つとして人員不足が大きく関係していることが考えられるため、人員の確保に向けた取り組みを行っていく必要があります。
- ・また、支援が必要な人に十分な支援が提供されるように、事業所への働きかけを行うだけでなく、広域での検討を行い、不足しているサービスの受け入れ体制の充実や支援の地域差をなくすための取り組みも重要です。

#### ○教育機関の体制整備

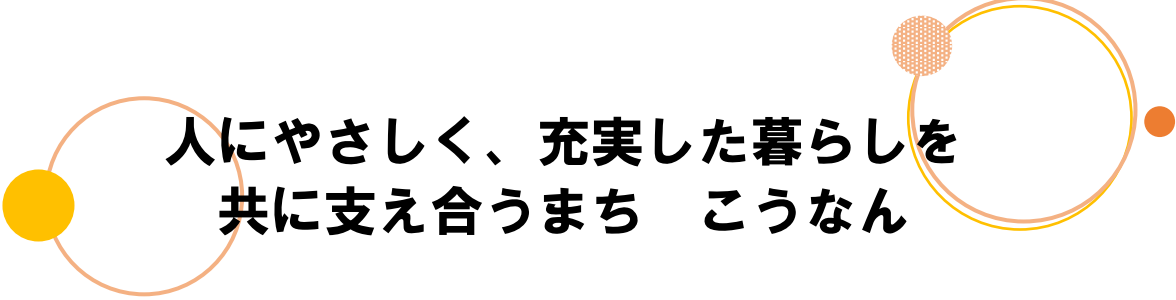
- ・加配保育士の配置や学校教員等の増員、支援学級・支援学校の拡大を求める声が多くなっており、教育体制の充実が求められています。人員の確保だけではなく、教育にあたる人のスキルアップ、教育機関同士の連携強化を図っていく必要があります。

## 第3章 計画の基本方向



### 1 計画のめざすもの

#### <基本理念>



## 人にやさしく、充実した暮らしを 共に支え合うまち こうなん

本市では、平成28年3月に策定した香南市第2期障害者基本計画の基本理念として『人にやさしく、充実した暮らしを共に支え合うまち こうなん』を掲げています。

本計画では、障害者基本計画の基本理念や方向性を共有し、『障害の有無に関わらず、市民一人ひとりが互いを認め合い、共に支え合うまち』をめざす姿とします。

第5期計画では、「共に認め合う共生社会の促進」、「ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実」、「地域包括ケアシステムの構築と連携の強化」、「就労をはじめとする社会参加の促進」の4つを重点課題に設定し様々な取り組みを行ってきましたが、ヒアリングやアンケート調査等からみる本市の課題や現在の取り組み状況を踏まえ、本計画期間においても4つの重点課題を継続し、取り組みを推進していくこととします。

計画の実施にあたっては、障害のある人（子ども）の年齢、障害種別等に応じた、一人ひとりのニーズに沿ったサービス等の見込み量を定め、本市におけるサービス提供体制の計画的な整備を進めます。また、障害福祉サービスの提供事業所をはじめ、民間企業や関係機関との連携を図りながら、多様な障害福祉サービスの充実や障害のある人のさらなる社会促進に向けた取り組みに努めます。

## 2 計画推進に向けた4つのポイント

---

---

本計画の推進に向けては、第5期計画に引き続き下記の4つのポイントに沿って展開を図ります。

### ①共に認め合う共生社会の促進

---

障害のある人が住み慣れた地域で生活するためには、地域に暮らす市民の理解や協力が必要不可欠です。障害についての正しい理解を深められるよう、関係機関と連携し、障害に対する理解促進に向けた取り組みを推進します。

また、地域で実施されている様々なイベント等を通し、障害の有無に関わりなく、誰もが共に認め合うことのできる地域の構築をめざします。

### ②ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

---

妊娠・出産・乳幼児期から高齢期まで、障害のある人が生涯を通じて安心して暮らせるよう、ライフステージごとに異なる課題や複合的な課題に対応できる支援体制を整備します。また、当事者だけでなく、障害のある人の家族等への支援の強化をめざします。

### ③地域包括ケアシステムの構築と連携の強化

---

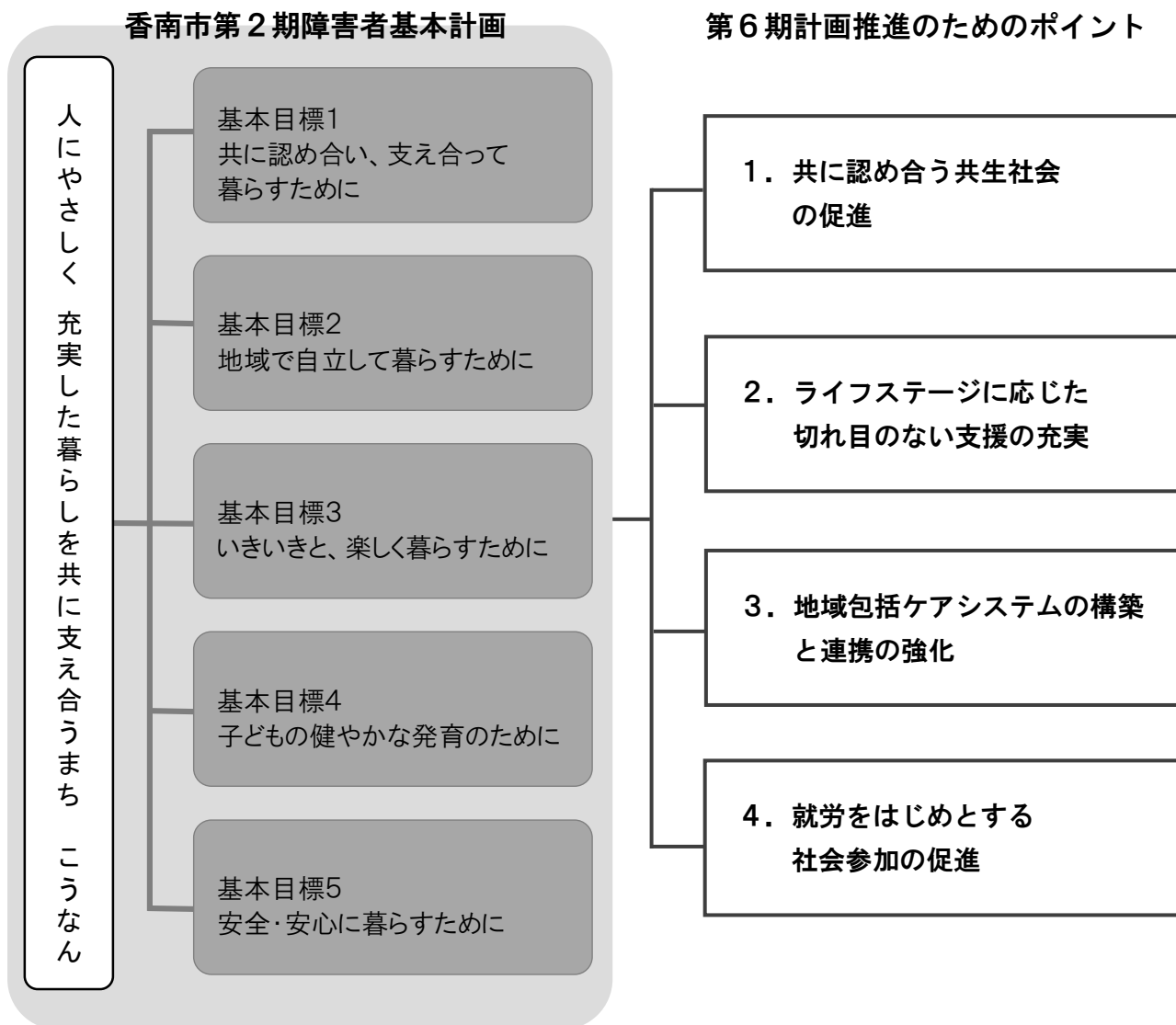
本市では、地域包括支援センターや香南市社会福祉協議会等との連携において、地域包括ケアシステムの構築を進めていますが、障害のある人の高齢化（親亡き後問題）への対応や、災害時の支援体制の整備が必要となっています。今後も地域包括ケアシステムの構築による、横断的・重層的な連携強化をめざします。

### ④就労をはじめとする社会参加の促進

---

就労に伴う生活面の課題や一人ひとりの状況、ニーズに対応できるよう、事業所や家庭、企業等との連携を図り、働きやすい環境づくりに努めます。

また、様々な学習・文化芸術・スポーツ活動の機会の創出、参加促進の取り組みを行い、余暇活動の充実を図ります。



## 第4章 成果目標



### 1 福祉施設入所者の地域生活移行者数

地域での生活が困難で施設入所を必要とされる重度の障害のある人がおられることを鑑み、本市としては、国の基本指針に基づく成果目標については、達成が極めて困難となっています。

そのため、第6期においては、実績を勘案し、施設入所者の地域生活への移行者は1人、施設入所者数は47人として設定します。

	説明	数値
基準値	令和元年度末時点の施設入所者数	44人
目標値	①令和5年度末施設入所者の地域生活移行者数	1人
目標値	②令和5年度末時点の施設入所者数	47人

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域移行者数：令和元年度末施設入所者数の<u>6%以上</u></li> <li>●施設入所者数：令和元年度末施設入所者数から<u>1.6%以上削減</u></li> </ul>
--------	---

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置については、香南市障害者自立支援協議会等を活用しながら、各関係機関との連携を強化し、更なる充実を図っていきます。

	説明	数値
目標値	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置 (香南市自立支援協議会を活用)

国の基本指針	●保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域・各市町村）の設置
--------	----------------------------------

### 3 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、整備方法や拠点が備える機能について、市及び圏域の状況を踏まえ検討していきます。

	説明	数値
目標値	令和5年度末における地域生活支援拠点の整備箇所数	1箇所
	運用状況の検証及び検討方法	自立支援協議会において検討
国の基本指針	●各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討	

### 4 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行については、令和元年度末時点での移行者数は0人となっています。一般就労への移行者数は年度により変動があるため、過去の実績から3人を見込んでいます。内訳としては、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型においてそれぞれ1人を見込んでいます。

#### ①-1 福祉施設から一般就労への移行者数

	説明	数値
基準値	令和元年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数	0人
目標値	令和5年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労した人数	3人
国の基本指針	●一般就労への移行者数：令和元年度実績の <u>1.27 倍以上</u>	

①-2 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数（新規）

	説明	数値
基準値	令和元年度に就労移行支援事業を利用して一般就労した人数	0人
目標値	令和5年度に就労移行支援事業を利用して一般就労した人数	1人
国の基本指針	●就労移行支援事業を利用したの移行者数：令和元年度実績の <u>1.3</u> 倍以上	

①-3 就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数（新規）

	説明	数値
基準値	令和元年度に就労継続支援A型を利用して一般就労した人数	0人
目標値	令和5年度に就労継続支援A型を利用して一般就労した人数	1人
国の基本指針	●就労継続支援A型を利用したの移行者数：令和元年度実績の <u>1.26</u> 倍以上	

①-4 就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数（新規）

	説明	数値
基準値	令和元年度に就労継続支援B型を利用して一般就労した人数	0人
目標値	令和5年度に就労継続支援B型を利用して一般就労した人数	1人
国の基本指針	●就労継続支援B型を利用したの移行者数：令和元年度実績の <u>1.23</u> 倍以上	

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについては、現在圏域に1事業所が設置されています。障害の重度化、重複化や多様化に対応できる専門的機能の強化を図り、圏域における中核的な支援機関としての役割が担えるよう、県・圏域共に働きかけを行っていきます。

また、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所についても、圏域に1事業所が設置されています。今後も市のみでは対象者が少ないことが予測されるため、圏域での調整を図ります。

医療的ケア児支援のための協議の場については、今後も香南市障害者自立支援協議会を活用し、協議をしていきます。

### ① 児童発達支援センターの設置

	説明	数値
目標値	児童発達支援センターの設置箇所数	圏域に1箇所
国の基本指針	●児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所設置	

### ② 保育所等訪問支援の利用体制整備

	説明	数値
目標値	保育所等訪問支援事業の利用体制の構築	構築
国の基本指針	●保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築	

### ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

	説明	数値
目標値	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所数	圏域に1箇所
国の基本指針	●主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所確保	

### ④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

	説明	数値
目標値	関係機関による連携・協議の場の設置	設置
国の基本指針	●医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置	



⑤ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（新規）

	説明	数値
目標値	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置

国の基本指針	●医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	
--------	-------------------------	--



## 6 相談支援体制の充実・強化等（新規）

総合的・専門的な相談支援については、必要に応じて、地域活動支援センター及び特定相談支援事業所等との連携や、各部署に保健師及び社会福祉士等の専門職の配置をすることによって体制整備に努めていきます。

また、加齢等の状態の変化に応じたサービスの変更や介護保険サービスへの移行等が円滑に行えるよう関係各課や関係機関との連携を強化し、ライフステージを通じた切れ目ない支援の充実や相談支援体制の強化を図ります。

さらに、障害種別に関わらず地域の様々な相談に対応できるよう、人材育成による専門性の向上に努め、相談支援の充実を図ります。

	説明	数値
目標値	相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制	確保
指標値	総合的・専門的な相談支援の実施	有
	市内特定指定相談支援事業所の主任相談支援専門員の配置事業所数	1箇所
	市内特定相談支援事業所の連絡会等の実施回数	1回/年

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各市町村または各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保</li> <li>◎活動指標               <ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無</li> <li>◆地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数</li> <li>◆地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数</li> <li>◆地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数</li> </ul> </li> </ul>
--------	---

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための 取り組みに係る体制の構築（新規）

障害のある人が充実した社会生活を営めるように、本人の意向を尊重しながら、一人ひとりの障害や家庭等の状況に応じて、必要なサービスや社会資源等の情報提供を行い、サービス等利用計画の作成やモニタリング等を通して、適切なサービスの提供に努めます。

また、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への積極的な参加や県が実施する指導監査への同行、給付の適正化を図るための情報の共有等を通して、適正な事業運営の確保とサービスの質の向上に努めます。

	説明	数値
目標値	サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制	構築
指標値	障害福祉サービス等に係る研修への参加人数	3人/年
	市内特定相談支援事業所の連絡会等の開催により、給付の適正化を図る体制	有

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築</li> <li>◎活動指標               <ul style="list-style-type: none"> <li>◆都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町村職員対象の研修における本市からの参加人数</li> <li>◆障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体等と共有する体制の有無</li> <li>◆障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体等と共有する体制に基づく実施回数</li> </ul> </li> </ul>
--------	--

# 第5章 福祉サービス等の見込量と確保方策



## 1 障害福祉サービス

障害のある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和3年度から令和5年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量を確保するための方策を定めます。

### (1) 訪問系・居住系サービスの見込み量と確保方策

#### ■訪問系サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

#### ■居住系サービスの概要

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害のある人や精神障害のある人等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■実績値と計画値（見込み量）

サービス名				第6期計画見込み量					
				単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問系サービス	訪問系サービス【全体】	時間	計画値	1,902	1,917	1,917	1,287	1,315	1,343
			実績値	394	328	300			
		人	計画値	27	28	28	25	27	29
			実績値	30	21	18			
	居宅介護（ホームヘルプ）	時間	計画値	375	390	390	268	296	324
			実績値	324	257	240			
		人	計画値	21	22	22	19	21	23
			実績値	27	18	17			
	重度訪問介護	時間	計画値	1,505	1,505	1,505	1,000	1,000	1,000
			実績値	56	61	60			
		人	計画値	2	2	2	2	2	2
			実績値	1	1	1			
	同行援護	時間	計画値	18	18	18	15	15	15
			実績値	14	10	0			
		人	計画値	3	3	3	3	3	3
			実績値	2	2	0			
	行動援護	時間	計画値	4	4	4	4	4	4
			実績値	0	0	0			
人		計画値	1	1	1	1	1	1	
		実績値	0	0	0				
重度障害者等包括支援	時間	計画値	0	0	0	0	0	0	
		実績値	0	0	0				
	人	計画値	0	0	0	0	0	0	
		実績値	0	0	0				
居住系サービス	自立生活援助	人	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	1				
	共同生活援助（グループホーム）	人	計画値	36	36	37	35	35	36
		実績値	35	34	34				
	施設入所支援	人	計画値	50	50	50	47	47	47
		実績値	49	45	47				

※「時間」は「月当たりの延べ利用量」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示す。

## 【見込み量に関する考え方】

### 《訪問系サービス》

- ・第5期計画における利用実績はやや減少傾向にありますが、今後も障害のある人の在宅生活を支えるために重要なサービスであることから、これまでの実績や市で把握している潜在的ニーズを踏まえ、算出しています。

### 《居住系サービス》

- ・既存施設の入居者は近年では固定化しており、今後も新規の施設整備予定がないことを踏まえ、実績をもとに算出しています。

## 【見込み量確保のための方策】

### 《訪問系サービス》

- ・本人・家族・支援者が安心して地域で暮らせるような福祉サービスの実施を継続し、さらなる充実等に努めます。また、利用者のニーズに対応したサービス提供体制の確保のため、事業者への参入や人材育成の働きかけを行います。

### 《居住系サービス》

- ・共同生活援助（グループホーム）の入居者及び施設入所者は固定化している現状です。また、市内の共同生活援助施設が1箇所閉鎖となり、現在は2箇所（定員19人）のみとなっており、車いす対応が可能なバリアフリーの施設はない状況です。広域的にみると芸西村に1箇所新設されましたが、引き続き広域での事業所参入の働きかけを検討します。また車いす対応が可能なバリアフリー施設については、市営住宅の活用も検討していきます。

## (2) 日中活動系サービスの見込み量と確保方策

### ■日中活動系サービスの概要

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うと共に、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型＝雇用型） 就労継続支援 （B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供すると共に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

■実績値と計画値（見込み量）

サービス名	単位		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	第6期計画見込み量		
						令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人日	計画値	1,651	1,697	1,766	1,556	1,602	1,625
		実績値	1,514	1,503	1,533			
	人	計画値	85	87	90	82	84	85
		実績値	84	78	81			
自立訓練 （機能訓練）	人日	計画値	23	23	23	15	23	23
		実績値	22	3	15			
	人	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
自立訓練 （生活訓練）	人日	計画値	23	23	23	57	23	23
		実績値	14	15	57			
	人	計画値	1	1	1	3	1	1
		実績値	1	1	3			
就労移行支援	人日	計画値	123	123	142	70	70	70
		実績値	12	25	42			
	人	計画値	7	7	7	5	5	5
		実績値	5	2	2			
就労継続支援 （A型）	人日	計画値	400	400	492	395	395	395
		実績値	363	392	349			
	人	計画値	21	21	25	20	20	20
		実績値	21	20	18			
就労継続支援 （B型）	人日	計画値	1,106	1,152	1,198	1,306	1,336	1,366
		実績値	1,071	1,108	1,306			
	人	計画値	62	64	66	72	73	75
		実績値	70	64	72			
就労定着支援	人	計画値	3	3	3	1	1	1
		実績値	0	1	1			
療養介護	人	計画値	17	17	17	18	18	18
		実績値	17	18	18			
短期入所 （ショートス テイ）	人日	計画値	87	97	101	70	70	78
		実績値	67	61	54			
	人	計画値	15	18	19	10	10	12
		実績値	20	10	6			

※「人日」は「月当たりの延べ利用量」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示す。



### 【見込み量に関する考え方】

- 生活介護は、利用実績がやや増加しており、加齢や特別支援学校卒業生等、今後も利用が見込まれることを踏まえ見込んでいます。
- 就労移行支援及び就労継続支援A型は利用実績が減少していることから横ばいで見込んでいます。就労継続支援B型はアセスメントにも活用されるため、特別支援学校卒業生も見込んで微増としています。
- 短期入所においては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で施設利用が休止となったことで、定期的に利用していた人が利用できない状況となり実績が減少していますが、今後利用が再開されることを想定し見込んでいます。

### 【見込み量確保のための方策】

- 令和2年5月に市内に共生型障害者通所支援事業所が1箇所増えており、予測される障害のある人の高齢化に伴い、今後は障害福祉サービスだけでなく、介護保険サービスや共生型サービス等広く検討していきます。
- 障害のある人の就労に関しては、本人の希望や適性に合わせた就労や就労の継続ができるよう、関係機関との連携を強化し就労支援や企業開拓等に努めます。
- 短期入所については、障害のある子どもの利用できる施設が限られており、年齢や障害特性に応じた利用ができるよう事業所に対して働きかけます。

### (3) 相談支援・補装具の見込み量と確保方策

#### ■相談支援サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います（モニタリング）。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

#### ■補装具サービスの概要

サービス名	内容
補装具	身体障害のある人の職業、その他の日常生活の効率向上を図ると共に、身体障害のある子どもについては将来社会人として自活するための素地を育成または助長するため、身体障害者手帳の交付を受けている人と難病患者等を対象に、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、歩行補助杖、重度障害者用意思伝達装置を支給します。

■実績値と計画値（見込み量）

サービス名				単位		第6期計画見込み量			
						平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談支援サービス	計画相談支援	人	計画値	38	38	42	53	55	56
			実績値	51	47	46			
	地域移行支援	人	計画値	0	1	0	0	1	0
			実績値	1	0	0			
	地域定着支援	人	計画値	0	0	1	0	0	1
			実績値	0	0	0			
補装具	件	計画値	75	75	75	75	75	75	
		実績値	78	60	70				
	千円	計画値	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
		実績値	7,352	8,258	7,000				

※「計画相談支援」の「人」は「月当たりのサービス等利用計画作成及びモニタリング件数」を示す。

「地域移行支援」「地域定着支援」の「人」は「年当たりの利用者数」を示す。

【見込み量に関する考え方】

《相談支援サービス》

- ・計画相談支援は、年度によって増減があるためこれまでの実績を踏まえて見込んでいます。
- ・地域移行支援、地域定着支援は、精神障害のある人の長期入院からの退院（地域移行）を見込んでいます。

《補装具》

- ・利用実績は年度によって増減しますが、補装具の種目によって、1件当たりの購入または修理に要する金額に幅があるため、これまでの実績を踏まえて見込んでいます。

【見込み量確保のための方策】

《相談支援サービス》

- ・現在、サービスを利用決定している人の計画相談支援は全数導入していますが、市内の3箇所の特定相談支援事業所では不足しており、市外の事業所にも依頼している状況にあります。今後に向けては、加齢により介護保険に移行する障害のある人やサービスを併用する人もいることから、介護支援専門員連絡会等で特定相談支援事業への参入等を積極的に働きかけ、地域の相談支援体制の整備と充実を図ります。

《補装具》

- ・補装具費の支給に当たり、身体障害者更生相談所、医療機関及び補装具製作者との連携を図りながら、補装具を必要とする障害のある人（子ども）及び難病患者等の身体状況と生活環境等の社会状況を考慮して、適正かつ公平に行います。

## 2 障害児通所支援事業等

### (1) 障害児支援サービス

#### ■障害児通所支援等の概要

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害等の重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある児童（今後利用予定も含む）が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。
障害児相談支援	上記5つのサービスを利用する児童に、課題解決や適切なサービス利用のため、障害児支援利用計画案を作成すると共に、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います（モニタリング）。



■実績値と計画値（見込み量）

サービス名	単位		第6期計画見込み量					
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人日	計画値	153	129	127	144	154	159
		実績値	117	108	124			
	人	計画値	20	20	23	27	29	30
		実績値	22	18	23			
医療型 児童発達支援	人日	計画値	5	5	5	5	5	5
		実績値	0	0	0			
	人	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0			
居宅訪問型 児童発達支援	人日	計画値	0	10	10	0	10	10
		実績値	0	0	0			
	人	計画値	0	1	1	0	1	1
		実績値	0	0	0			
保育所等訪問 支援	人日	計画値	10	10	12	33	34	35
		実績値	2	10	29			
	人	計画値	10	10	12	27	28	29
		実績値	9	7	23			
放課後等 デイサービス	人日	計画値	430	558	558	486	506	555
		実績値	305	369	440			
	人	計画値	33	38	38	60	61	63
		実績値	35	38	58			
障害児相談 支援	人	計画値	9	11	11	24	25	26
		実績値	14	16	23			

※「人日」は「月当たりの延べ利用量」、「人」は「月当たりの利用実人数」を示す。

※「障害児相談支援」の「人」は、「月当たりのサービス等利用計画作成及びモニタリング件数」を示す。

【見込み量に関する考え方】

- ・過去の実績を踏まえ各々増加傾向で見込んでいます。
- ・保育所等訪問支援については、平成31年4月に市内に1事業所新設されたことから増加がみられ、その実績から見込みました。
- ・放課後等デイサービスについては、令和2年9月に市内に1事業所が新設されたことや地域共生型障害児通所支援事業所が開設されたことから、利用者の増加を見込んでいます。

【見込み量確保のための方策】

- ・障害者通所支援については広域でニーズを把握し、事業者への働きかけを行う等、適切にサービス提供ができる体制の確保に努めます。
- ・ライフステージに応じた支援が提供されるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ・サービスの適切な提供と併せて、保健・教育・福祉等の支援者のスキルアップを図ると共に、保護者支援（親支援）を継続して行います。

### 3 地域生活支援事業

#### (1) 必須事業

##### ■事業の概要

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
障害者相談支援事業	障害のある人等の福祉に関する様々な問題について障害のある人等からの相談に応じ、情報の提供や助言をはじめ、障害福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図る等、地域における相談の中核的な役割を担っています。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に対して、入居契約の手続きの支援や、生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人または精神障害のある人に対し、申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見人等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備すると共に、法人後見の活動を支援します。

■実績値と計画値（見込み量）

事業名	単位		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	第6期計画見込み量		
						令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修・ 啓発事業	有無	計画値	有	有	有	有	有	有
		実績値	無	無	無			
自発的活動 支援事業	有無	計画値	無	無	有	無	無	無
		実績値	無	無	無			
障害者相談 支援事業	箇所	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
基幹相談支援 センター	有無	計画値	無	無	無	無	無	有
		実績値	無	無	無			
基幹相談支援 センター等機能 強化事業	有無	計画値	無	無	無	無	無	無
		実績値	無	無	無			
住宅入居等 支援事業	有無	計画値	無	無	無	無	無	無
		実績値	無	無	無			
成年後見制度 利用支援事業	人	計画値	3	3	3	3	3	3
		実績値	1	1	1			
成年後見制度 法人後見支援 事業	有無	計画値	無	無	無	無	無	無
		実績値	無	無	無			

【見込み量に関する考え方】

- ・成年後見制度利用支援事業に関しては、年度によって変動があること等を見込んでいます。

【見込み量確保のための方策】

- ・障害者相談支援事業については、相談体制の充実や関係機関との連携の強化、専門性の向上や地域共生の促進のため、基幹相談支援センターの設置に向けて検討を行います。
- ・市広報等を通じて地域住民に対する理解促進・啓発に向けて普及啓発活動を継続して行っていきます。また、民生委員や関係機関等との定期的な情報交換を行い、障害福祉に対する情報提供及び事業体制の検討ができる機会を確保します。
- ・今後も特定相談支援事業所や障害者虐待防止センター、香南市社会福祉協議会等の連携による体制を整え、制度の対象となる人への適切な支援につなげます。
- ・成年後見制度の適切な利用の促進につながるよう各関係機関と連携し、制度の対象となる人の適切な利用につなげます。



■事業の概要

事業名		内容
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
	手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を設置します。
手話奉仕員養成研修事業		聴覚障害のある人との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
日常生活用具給付等事業		在宅で生活をしている障害のある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。
	介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
	自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
	在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
	情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
	排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの



■実績値と計画値（見込み量）

事業名				第6期計画見込み量					
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	計画値	3	3	3	3	3	3
			実績値	3	3	2			
	手話通訳者設置事業	人	計画値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0			
手話奉仕員養成研修事業	人	計画値	10	10	10	10	10	10	
		実績値	2	0	0				
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	計画値	2	2	2	5	5	5
			実績値	3	8	5			
	自立生活支援用具	件	計画値	10	10	10	10	10	10
			実績値	5	2	12			
	在宅療養等支援用具	件	計画値	10	10	10	10	10	10
			実績値	3	2	6			
	情報・意思疎通支援用具	件	計画値	5	5	5	5	5	5
			実績値	3	5	7			
	排泄管理支援用具	件	計画値	800	800	800	800	800	800
			実績値	722	704	800			
	居宅生活動作補助用具	件	計画値	2	2	2	2	2	2
			実績値	2	1	2			

【見込み量に関する考え方】

- ・過去の利用実績からの平均件数を計画値として見込みました。

【見込み量確保のための方策】

- ・意思疎通支援者の確保のための研修体制の整備及び活動支援に努めます。
- ・手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業及び手話奉仕員養成研修の体制確保に努めます。
- ・利用者の生活状況や日常生活用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行う等、事業の拡充に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

■事業の概要

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
地域活動支援センターⅠ型	専門職（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることを要件とします。



■実績値と計画値（見込み量）

事業名			単位			第6期計画見込み量		
						平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	実利用 (人)	計画値	14	14	14	14	14	14
		実績値	14	14	0			
	時間	計画値	550	550	550	550	550	550
		実績値	883	637	0			
地域活動支援センター	人	計画値	145	150	155	150	150	150
		実績値	145	152	152			

【見込み量に関する考え方】

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のあった事業については、過去の利用実績の平均値を計画値として見込みました。

【見込み量確保のための方策】

- 移動支援サービスについては、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたため、今後の移動支援サービスに対するニーズの変化に対応し、適切な利用目的や方法を検討し、障害のある子どもを含め利用者に柔軟な対応ができる事業運営に努めます。
- 地域活動支援センターの役割を活かしていけるよう、事業者への支援を行いながら、利用者の増加及び利用拡大を図ります。
- 事業のさらなる充実と拡大に向けた運営体制の充実を図ります。

## (2) その他の任意事業

### ■事業の概要

事業名	内容
福祉ホームの運営	世話人等を配置した障害のある人用の居住施設に対し、その管理費用等を助成します（香南市に居住していた者）。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障害のある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。
日中一時支援事業	障害のある人等の家族の就労活動支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、活動場所が必要な障害のある人等に、活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行います。
その他日常生活支援	退院・退所を予定している長期入院・入所している重度身体障害のある人（子ども）に対し、外出時・外泊時に在宅生活に必要な訓練・指導、本人活動支援及び身体介助を行うことにより、在宅生活への移行促進、本人及び介護者の不安軽減・安全確保を図ります。
点字・声の広報等発行	文字による情報入手が困難な障害のある人のために、音声訳等のわかりやすい方法により、市の広報等、情報を定期的に提供します。

■実績値と計画値（見込み量）

事業名	単位		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	第6期計画見込み量		
						令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
福祉ホームの 運営	人	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
訪問入浴 サービス事業	回	計画値	400	400	400	150	150	150
		実績値	157	133	42			
	人	計画値	3	3	4	2	2	2
		実績値	4	2	1			
日中一時支援 事業	回	計画値	80	85	90	50	50	50
		実績値	107	99	50			
	人	計画値	4	5	6	3	3	3
		実績値	4	5	2			
その他日常 生活支援	人	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0			
点字・声の 広報等発行	回	計画値	12	12	12	12	12	12
		実績値	12	12	12			

【見込み量に関する考え方】

- ・過去の利用実績及び現在の空床状況から計画値を見込みました。

【見込み量確保のための方策】

- ・事業の継続と支援体制を確保し、必要時に適切な支援が受けられるよう利用促進及び普及啓発活動を継続します。
- ・市広報誌情報の提供の継続と情報伝達支援者の確保に努めます。

## 4 香南市独自事業

### ■事業の概要

事業名	内容
医療機関送迎サービス事業	重度障害のある人や要介護高齢者を移送用車両により居宅から市内外の医療機関への送迎を行うサービスです。
社会参加のための外出支援サービス事業	重度障害のある人に対し、移送用車両を使用し社会参加のための外出支援を行うサービスです。
運転免許取得・改造助成	障害のある人の社会参加支援のため、自動車の免許取得費用や車両の改造費用について助成します。
住宅改造支援事業	香南市内に住所を有し、住宅改造を必要とする身体障害のある人を対象にしています。
障害児者地域支え合い事業	心身障害のある人が、家庭において一時的に介護を必要とする場合、あらかじめ登録している介護者に介護委託することで、本人やその保護者の地域生活を支援する事業です。
障害児長期休暇支援事業	特別支援学校等の長期休暇期間中に、地域において障害のある子どもの援助を行うサービスです。
重度心身障害児・者医療費の助成	<p>障害の程度が次に該当する人の医療費にかかる自己負担分について助成します。</p> <p>《県補助事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1・A2</li> <li>・身体障害者手帳3・4級かつ療育手帳B1（18歳未満）</li> </ul> <p>《市単独事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳3級または療育手帳B1・B2</li> </ul> <p>※世帯の総所得額が200万円以下の人を対象 （65歳以上の人は住民税非課税世帯の人のみが対象）</p>
重度障害児者ヘルパー利用支援事業	重度障害のある人（子ども）が入院した際に、日常的に介護する家族の負担を軽減し、日常生活及び社会生活を支援するため、ヘルパーの利用を支援します。
重度障害児者短期入所利用促進事業	重度障害のある人（子ども）を日常的に介護する家族の負担を軽減するため、短期入所の利用を支援します。
強度行動障害者短期入所支援事業	短期入所事業所に補助を行うことにより、在宅で生活する強度行動障害のある人（子ども）の短期入所の促進を支援します。
強度行動障害者サービス利用促進事業	生活介護事業所に補助を行うことにより、在宅の強度行動障害のある人の受け入れ体制を整備し、適切な支援を行います。

■実績値と計画値（見込み量）

事業名	単位		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	第6期計画見込み量		
						令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療機関送迎 サービス事業	件	計画値	80	84	88	50	50	50
		実績値	78	61	22			
	人	計画値	15	16	17	12	12	12
		実績値	12	8	5			
社会参加のための 外出支援サー ビス事業	件	計画値	60	66	72	30	30	30
		実績値	29	28	3			
	人	計画値	7	8	9	9	9	9
		実績値	6	6	1			
運転免許取得・ 改造助成 <small>上段：免許取得 下段：改造助成</small>	件	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	0	1	0			
	件	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	0	0	0			
住宅改造支援 事業	人	計画値	3	3	3	2	2	2
		実績値	2	0	0			
障害児者地域 支え合い事業	時間	計画値	30	30	30	30	30	30
		実績値	19	0	0			
	日	計画値	3	3	3	3	3	3
		実績値	3	0	0			
障害児長期休暇 支援事業	日	計画値	45	45	45	45	45	45
		実績値	41	39	17			
	人	計画値	20	20	20	20	20	20
		実績値	31	24	21			
重度心身障害児・ 者医療費の助成 (県事業)	人	計画値	660	660	660	640	640	640
		実績値	616	613	630			
重度心身障害児・ 者医療費の助成 (市事業)	人	計画値	150	150	150	150	150	150
		実績値	153	143	160			
重度障害児者 ヘルパー利用 支援事業	人	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			
重度障害児者短 期入所利用促進 事業	人	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
強度行動障害者 短期入所支援 事業	人	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0			
強度行動障害者 サービス利用 促進事業	人	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1			

### 【見込み量に関する考え方】

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のあった事業については、過去の利用実績から計画値として見込みました。

### 【見込み量確保のための方策】

- 需要の高い障害児長期休暇支援事業は継続して事業を実施します。
- 利用者のニーズに対応できる柔軟な事業への見直しを検討します。
- 各事業の継続と支援体制を確保し、適切な支援が受けられるよう利用促進及び普及啓発活動を継続します。
- 発達障害のある人等に対する支援として、ペアレント・トレーニング（※）等を実施することにより親支援や支援者のスキルアップを行います。

※ペアレント・トレーニングは、環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。



## 第6章 計画の推進に向けて



### (1) 市民・事業所・地域等との連携の推進

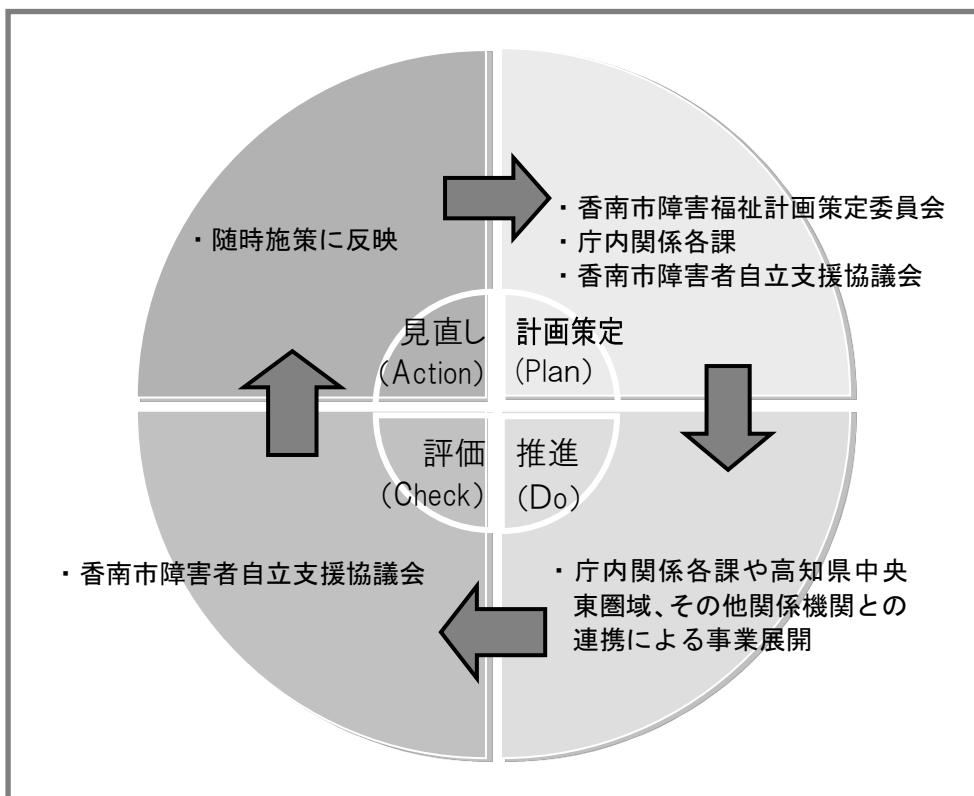
障害者（児）団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等様々な団体や、高知県中央東圏域内の近隣市町村との協働体制の強化に取り組み、障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

### (2) 個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障害のある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全安心の支援体制等の充実を図っていきます。また障害の有無に関わらず、ライフステージに応じた支援が途切れることのないよう、本市での地域包括ケアシステム体制の構築に向けた取り組みを促進します。

### (3) 計画の達成状況の点検及び評価

各施策の実施状況等の主な数値目標については、本計画において示していますが、計画の進捗管理については、香南市障害者自立支援協議会を中心に、年1回以上は評価を行うと共に、各部会等と共有し、関連する事項について随時意見を聴きながら定期的に進捗状況の確認を行っていきます。また国や県の動向に留意しながら市の施策の推進を図り、事業の安定的な運営のため、国や県に対する制度改善や財政措置の充実を求めるよう、近隣市町村や圏域等で検討し、必要に応じて要望していきます。





## 1 相談窓口

### (1) 本市の相談窓口

香南市役所 (①福祉事務所 ②健康対策課 ③高齢者介護課)	
内 容	① 障害者手帳・手当・障害福祉サービス、福祉制度に関すること ② 健康診査・健康相談・健康づくりに関すること ③ 介護保険・高齢者の福祉サービスに関すること
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
相談時間	午前8時30分～午後5時15分
所在地	① 本庁舎 2階 ② 本庁舎 2階 ③ 本庁舎 1階
問い合わせ先	① 福祉事務所 電話：0887-57-8509 FAX：0887-50-3012 ② 健康対策課 電話：0887-50-3011 FAX：0887-50-3012 ③ 高齢者介護課 電話：0887-57-8511 FAX：0887-56-0576（代表）

地域活動支援センター あけぼの	
内 容	障害のある人やその保護者等の相談に応じると共に、必要な情報提供等を行います。
開設日	月曜日～土曜日（祝日、第5土曜日、12月29日～1月3日を除く）
相談時間	午前8時30分～午後5時30分
所在地	香我美町下分684番地1
問い合わせ先	電話：0887-57-7180 FAX: 0887-57-7181

① 香南市社会福祉協議会 ② 生活サポートセンターこうなん	
内 容	① 市民の抱える心配事や介護問題等の身近な相談に応じています。 ② 生活に困窮していて、生活を維持することができなくなる恐れのある人の相談に応じています。（生活保護を受けている人以外）
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
相談時間	午前8時30分～午後5時15分
所在地	① 香我美庁舎 2階 ② 本庁舎 2階
問い合わせ先	① 香南市社会福祉協議会 電話：0887-57-7300 FAX：0887-57-7305 ② 生活サポートセンターこうなん 電話：0887-50-6666

## (2) 市内特定相談支援事業所

サービス等利用計画を作成します				
名称	電話	F A X	〒	所在地
あけぼの	0887-57-7180	0887-57-7181	781-5452	香我美町下分 684 番地 1
特定相談支援事業所のぞみ	0887-57-3101	0887-57-3102	781-5242	吉川町古川 340 番地 2
香南市社会福祉協議会指定相談支援事業所（令和3年3月まで）	0887-57-7300	0887-57-7305	781-5452	香我美町下分 646

## (3) 身体及び知的障害者相談員

身体障害者相談員・知的障害者相談員	
内 容	市から委嘱されている身体障害者相談員（4名）、知的障害者相談員（1名）が、同じ障害のある人又は障害のある人の家族の立場で自らの経験を生かして、障害のある人やその家族の相談に応じています。
問い合わせ先	福祉事務所      電話：0887-57-8509      FAX：0887-50-3012

#### (4) 市内の障害福祉サービス事業所

名称	所在地	サービス種別
①社会福祉法人 香南会 のぞみの家	吉川町	生活介護・施設入所支援
②社会福祉法人 香南会 いきいき	赤岡町	生活介護
③社会福祉法人 香南市社会福祉協議会 障害者福祉サービス事業所 ふれあいの里	香我美町	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護
④医療法人 香美会 ヘルパーステーションかがみ	香我美町	居宅介護・重度訪問介護
⑤社会福祉法人 高知県知的障害者育成会 香南くろしお園	香我美町	生活介護・就労継続支援B型
⑥社会福祉法人 土佐あけぼの会 みかんの丘あけぼの	香我美町	就労継続支援A型・B型
⑦エヌサービス(合同会社) ヘルパーステーション向日葵	野市町	居宅介護・重度訪問介護
⑧社会福祉法人 土佐あけぼの会 風車の丘あけぼの	野市町	就労移行支援・就労継続支援A型・B型、就労定着支援
⑨西田順天堂薬局 ヘルパーステーション白岩	野市町	居宅介護・重度訪問介護・同行援護



## (5) 市外の障害のある人（子ども）に関する各相談先

① 障害者就業・生活支援センター 「ゆうあい」	
内 容	仕事に就きたい人や仕事をしている人の様々な相談・支援を様々な機関と連携して行っています。
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談時間	午前9時～午後5時
所在地	南国市
問い合わせ先	電話：088-854-9111 FAX：088-854-9112

② 中央東福祉保健所	
内 容	地域福祉の推進や子どもの発達や子育て、難病、精神保健福祉等、福祉・保健・医療に関する相談や支援を行っています。
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談時間	午前8時30分～午後5時15分
所在地	香美市
問い合わせ先	電話：0887-53-3171（代表） FAX：0887-52-4561

③ 高知県高次脳機能障害支援拠点センター 青い空	
内 容	高次脳機能障害のある人の様々な相談・支援を様々な機関と連携して行っています。
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談時間	午前8時30分～午後5時
所在地	高知市
問い合わせ先	電話：090-6535-6370 FAX：088-855-6710

④ こうち難病相談支援センター	
内 容	難病相談員やピアカウンセラーが療養や日常生活の悩み等の相談や支援を行っています。
開設日	月曜日～土曜日（日、祝日、年末年始は除く）
受付時間	午前9時30分～午後5時15分
開所時間	午前9時30分～午後5時45分
所在地	高知市
問い合わせ先	電話：088-855-6258【要予約】 FAX：088-855-6257

⑤ ルミエールサロン（視覚障害者向け機器展示室）	
内 容	視覚障害のある人向けの機器展示や、専門スタッフによる訪問相談等を行っています。
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談時間	午前9時～午後5時
所在地	高知市（県立盲学校内）
問い合わせ先	電話：088-823-8820（高知県立盲学校内）【要予約】

⑥ 発達障害者就労支援センターこうち MIRAIZ	
内 容	主に相談支援とサロン活動を行っています。
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談時間	午前9時～午後5時
所在地	高知市
問い合わせ先	電話：088-856-5383 FAX：088-856-5382

⑦ 高知県立療育福祉センター	
内 容	心身の発達に障害がある、またはその心配があるお子さんに医療、福祉、相談等の必要な支援を行います。また、障害のある人の自立を支援します。
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談時間	午前8時30分～午後5時15分
所在地	高知市
問い合わせ先	（子どもの発達に関すること） 電話：088-844-0035 FAX：088-884-4478 （障害のある人への更生相談） 電話：088-844-4477 FAX：088-884-4478 （発達障害に関すること） 電話：088-844-1247 FAX：088-844-1237 （子どもの聞こえに関すること） 電話：088-844-3456 FAX：088-840-4935

## （6）虐待に関する各相談先

① 香南市障害者虐待防止センター	
内 容	障害のある本人や養護者等からの相談に応じています。また、相談内容の事実確認をし、場合によっては障害のある本人の安全確認を目的とした訪問等を行い、虐待防止のための支援を行います。
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談時間	午前8時30分～午後5時15分
相談・通告先	香南市福祉事務所 電話：0887-57-8509 市役所（夜間対応） 電話：0887-56-0511（午後5時15分～翌午前8時30分） 南国警察署（緊急時） 電話：088-863-0110

② 高知県高齢者・障害者権利擁護センター	
内 容	高齢者や家族が抱える健康、福祉、税金、医療、法律、生活等の各種の心配事や悩み事に対して、無料で相談を行います。 障害のある人の使用者による虐待の通報又届出の受理や権利擁護に関する相談を行います。
開設日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始は除く）
相談時間	午前8時30分～午後5時15分
問い合わせ先	ふくし交流プラザ内 電話：088-850-7770 FAX：088-844-3852

## 2 香南市福祉避難所一覧

種 別	施 設 名	住 所
		電 話 番 号
高齢者施設	香南香美老人ホーム組合 特別養護老人ホーム 三宝荘	香南市野市町母代寺 188 0887-56-0181
	(福) 香南会 特別養護老人ホーム 香南赤岡苑	香南市赤岡町 1160-1 0887-55-2888
	総合福祉ゾーン オークの里	香南市吉川町古川 340-2 0887-57-3101
	(福) 公生会 特別養護老人ホーム オーベルジュ	香南市野市町東野 354-18 0887-55-0015
	(社福) 香南市社会福祉協議会 香我美町高齢者生活福祉センター	香南市香我美町下分 2645-1 0887-54-2233
介護老人施設	(医療法人) 香美会 あいの里	香南市香我美町岸本 328-174 0887-54-5555
精神、知的、 発達障害者施設	(福) 土佐あけぼの会 風車の丘あけぼの	香南市野市町大谷 1444-46 0887-56-4530
知的・発達障害者 施設	(社) 高知県知的障害者育成会 香南くろしお園	香南市香我美町下分 960-1 0887-55-3130
乳幼児施設	(福) 高知県社会福祉事業団 愛童園	香南市夜須町西山 1319-1 0887-54-2730
【広域福祉避難所】 知的・発達障害児者施設	高知県知的障害者育成会 かがみの育成園	香美市土佐山田町楠目 3660 0887-53-2174
	(福) 育成会 ウィッシュかがみの	南国市陣山 531 0887-53-2174
	(福) 愛成会 障害者支援施設白ゆり	香美市土佐山田町山田 1319 0887-57-0358
	(福) 愛成会 ワークセンター第二白ゆり	香美市土佐山田町山田 1189-1 0887-57-0358
	(福) 来島会 南海学園	南国市大そね乙 2288 088-864-2221
	高知県立山田特別支援学校	香美市土佐山田町山田 1361 0887-52-2195



### 3 県内就労継続支援事業所、障害者就業、生活支援センター



## 4 ヒアリング調査結果の抜粋

### ■当事者団体等

項目	意見
相談支援体制・人材確保についての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ障害の人とのピア相談のシステムが必要。</li> <li>・訪問支援、ピアサポーター養成等による当事者への日常的な支援。</li> <li>・支援学校へ進学するにあたって、今までの学校と支援学校とのパイプライン的な役割をしてくれる支援。</li> <li>・障害のある者への理解のある人と相談できる体制整備。</li> </ul>
子どもの発達支援・障害児通所支援についての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が学習障害、知的障害に偏っている。</li> <li>・一対一で支援を要するため、人材確保を理由に断られることがないようになってほしい。</li> <li>・子どもの教育機関に関わることを多く取り組んでほしい。</li> </ul>
就労機会の拡充、社会参加、文化芸術の振興に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人が自宅あるいは少人数で集まってできるような、内職の情報提供。</li> <li>・特定の文化・スポーツだけでなく、自分の好きな文化活動やスポーツ種目を選択し、楽しめる環境(指導、サポート、ハード等)。</li> <li>・作業所や事業所への支援。</li> <li>・イベントの内容に三障害に関わるテーマも入れてほしい。</li> <li>・「農福連携」に見られるような“雇用と就労”の橋渡し。</li> <li>・働きやすい、だれもが参加しやすい行事に向けた工夫。</li> </ul>
障害のある人への理解促進に対する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内での障害者スポーツの大会や文化・芸術講演等の開催。</li> <li>・避難訓練等への障害のある方の積極的参加や、福祉避難所の体験訓練、学校教育への編入（地域や現場に合ったカリキュラム作成）、地域への啓発（広報等）、家族や当事者による出前授業等の充実。</li> <li>・小さい頃から18歳までや就労まで、地域で専門的に安心して通える場所の整備。</li> </ul>
市への要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Zoom等の活用により、策定委員会や自立支援協議会に参加できないような重度障害の人のご意見等を聞く機会を設けてほしい。</li> <li>・精神（三障害）の家族、当事者および支援者（グループホーム、作業所、ボランティア団体等）と行政とが直接話し合える組織の検討。</li> <li>・送迎サービス等何らかの形で少しでも親の負担が軽減されれば、重い気持ちや不安から解消されると思う。</li> <li>・家から一歩も出ることのできないような障害のある人がいたとしたら、その人たちに声をかけてあげてほしい。</li> </ul>

■市内事業所

項 目	意 見
地域生活の継続、地域生活への移行に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格を取る体制づくりや人材確保を行い、利用者が希望する時に訪問ができるような体制整備。</li> <li>・ひとり暮らしの体験ができる場所が必要（通年でアパート等を確保し、希望者があれば体験宿泊ができる、宿泊でなくても障害者同士の食事会やサークル活動に利用できる等）。</li> <li>・障害者同士が安心して集まれる場や、一般の方たちと交流できる立ち寄り場の創設。</li> <li>・精神科病院へのアプローチ。</li> <li>・中学生、高等学校専門の就労に向けたサービス。</li> <li>・家庭負担軽減のための18歳未満のお子さんのショートステイサービス。</li> </ul>
就労機会の拡充、社会参加、文化芸術の振興に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気軽に社会参加や交流ができるイベントがもっと増えれば良い。</li> <li>・オンライン相談会・Zoomを使った「家を出なくても人と繋がれる討論」の場をつくる。</li> <li>・障害者の作品を、製品化する。</li> <li>・スピリットアートや障害者スポーツ大会の見学・応援団等を募り、見る機会を増やす。</li> <li>・雇用する側の理解促進、業務内容の整理や見直し等による雇用できる環境づくり。</li> <li>・就労相談の場の設置や定着支援の充実。</li> <li>・障害者手帳未取得者、または引きこもり等の方の活動の場づくり。</li> </ul>
香南市に不足していると思われるサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問入浴、訪問介護、重度訪問介護は対応できる事業所が少ない。</li> <li>・移動支援・ヘルパー、グループホーム、働く場所、ショートステイを受けてくれる事業所。</li> <li>・中・高生対象の就労に向けた取り組みや、学校に行けない（不登校等）子が行ける居場所。</li> <li>・障害児通所支援事業の受け入れ体制の整備（希望しても受け入れ人数等の関係で利用までに時間を要する場合や利用できない場合がある）。</li> <li>・就労継続支援B型、就労継続支援A型。</li> </ul>
相談支援体制・人材確保についての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題を明確にするための、グループスーパービジョン等の定期的な取り組みと、その継続（自立支援協議会の部会活動とは別に、定期的実施する仕組みづくり）。</li> <li>・基幹型相談支援センターや地域生活支援拠点の整備について、近隣市との協議を前に進める。</li> <li>・相談窓口の明確化、周知・啓発が必要。</li> <li>・相談支援事業所や相談支援専門員の数の拡充。</li> <li>・働きやすい環境づくりへの支援。</li> <li>・一定の技術を持つ人材の確保が困難。</li> <li>・スキルアップのための教育・研修の充実。</li> </ul>

項目	意見
市への要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の障害者向けサービスの情報提供やサービス従事者への研修。</li> <li>・障害だけでなく、世帯で困窮、介護等の別の課題を抱えて日常生活に支障を来しているケースが相談に少しでもつながりやすい仕組み。</li> <li>・人材確保、人材定着ができるような取り組み。</li> <li>・香南市を実施地域にして対応している香南市外の事業所への聞き取りや情報収集。</li> </ul>

#### ■県機関

項目	意見
子どもの発達支援・障害児通所支援についての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所スタッフへの支援や希望する児童が利用できるような事業拡大と多様性。</li> <li>・医療ケア児コーディネーターを中心とした支援体制の構築、長期休暇持の預かりの充実。</li> <li>・医療的ケアを必要としている難病患児の就園、就学について看護師の加配や施設の環境整備。</li> </ul>
就労機会の拡充、社会参加、文化芸術の振興に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業職場実習の機会や事業所が協働してのグループ就労等、事業所の枠組みを超えた取り組みの検討。</li> <li>・事業主に対する難病障害特性の周知。</li> </ul>
地域生活の継続、地域生活への移行に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所が必要な若年障害者の待機解消と高齢障害者の入所移行の検討。</li> <li>・入院中の精神障害者の状況把握と病院からの市町村等へのつなぎ、地域でのフォロー体制構築のためのさらなる検討。</li> <li>・地域生活を送るうえで適切なサービスが受けられるように、医療・福祉の連携の強化が必要。</li> </ul>
相談支援体制・人材確保についての課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他分野（高齢分野等）との連携強化等、既存の機関同士のネットワーク強化。</li> <li>・相談員が対応できない分野・領域で問題があったとき、次の相談員・相談場所へしっかりとつなげることが必要。</li> </ul>
市への要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、香南市の障害者の地域生活拠点整備が重点課題になると思われる。取り組みを進めるためには、現在モデル的に行っている「山南地区での地域共生活動」を進めていく中で課題整理を行い、課題を一つ一つ検討していくことが必要。</li> <li>・障害児・障害者と言った枠組みを超えた地域住民への支援体制を構築するために、高齢・教育・医療・保健・福祉各分野がより一層タックを組んで行く“包括ケア”のシステム構築をめざしていくことを、計画を策定する目的となることを意識していくことが必要。</li> <li>・高次脳機能障害者の方でも利用できるようなショートステイ、入所施設等の充実。</li> </ul>

## 5 計画策定委員名簿

関係機関等	機関名	委員名	
委託相談支援事業所	地域活動支援センター あけぼの	管理者	住友 芳美
障害福祉サービス 提供事業者等	香南くろしお園	園長	濱田 明
	風車の丘あけぼの	施設長	野村 みちよ
	のぞみの家	施設長	松本 慎矢
	すきっぷ こうなん	管理者	中田 こず恵 (～R2.9末) 濱口 裕子 (R2.10～)
	きゅーぶ	管理 責任者	久武 昌樹
障害者団体等関係者	香南市身体障害者連盟	代表	林 道夫
	ぼちぼち	代表	福岡 美香
保健、福祉及び 医療関係等	香南市社会福祉協議会	会長	小松 健一
県及び市行政関係部署等	高知県中央東福祉保健所	所長	武田 良二
	香南市福祉事務所	所長	西内 淳
	香南市健康対策課	課長	伊藤 祐美子
	香南市高齢者介護課 (地域包括支援センター)	課長	宮崎 結城
	香南市教育委員会	教育次長	山下 篤
その他福祉事務所が 必要と認める機関	香南市民生委員児童委員 協議会連合会	会長	福井 清仁

## 6 計画策定経過

---

### ■策定委員会

実施時期	内容
令和2年 8月 4日	第1回 策定委員会
令和2年 11月 27日	第2回 策定委員会
令和3年 1月 13日	第3回 策定委員会

### ■自立支援協議会

実施時期	内容
令和2年 7月 14日	第1回 連絡会
令和3年 2月 22日	第1回 全体会

### ■パブリックコメント

意見公募期間	計画案配布場所
令和3年 1月 25日～ 令和3年 2月 5日	各支所、福祉事務所、市ホームページ

香南市

第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画

発行 令和3年3月

発行者 香南市福祉事務所

〒781-5292 高知県香南市野市町西野 2706

TEL (0887)57-8509

FAX (0887)50-3012

E-mail [fukushi@city.kochi-konan.lg.jp](mailto:fukushi@city.kochi-konan.lg.jp)